

知多市バリアフリー基本構想(案)

令和2年3月

知多市

目次

第1章 知多市バリアフリー基本構想の概要	1
1 バリアフリー基本構想策定の背景と目的	1
2 バリアフリー法の概要	2
(1) バリアフリー法について	2
(2) バリアフリー法の基本的枠組み	2
3 バリアフリー基本構想において定める主な事項	4
(1) バリアフリー基本構想において定める主な事項	4
(2) 関連規定における重点整備地区などの定義	4
(3) 知多市バリアフリー基本構想における重点整備地区などの定義	6
4 上位・関連計画における位置付け	7
5 知多市バリアフリー基本構想の策定の流れ	8
第2章 知多市の概況	9
1 知多市の位置と公共交通機関	9
2 知多市の人口など	10
(1) 人口・世帯数の状況	10
(2) 高齢化の状況	10
(3) 障がい者の状況	11
(4) 保育などの状況	12
3 知多市の公共交通	13
(1) 鉄道の状況	13
(2) バスの状況	13
4 主要駅周辺の施設の立地状況	14
第3章 重点整備地区の選定	18
1 重点整備地区の選定の考え方	18
2 重点整備地区の選定	20
(1) 重点整備地区の候補の評価	20
(2) 重点整備地区の選定	22
第4章 移動等円滑化に関する問題点・課題	23
1 ヒアリング調査	23
(1) ヒアリング実施状況	23
(2) 調査結果	24
2 アンケート調査	25
(1) 調査目的	25
(2) 調査対象	25
(3) 配布期間	25
(4) 回収結果	25
(5) 調査結果	26

3 現地調査	35
(1) 駅前ロータリー	35
(2) その他の主要な経路	36
4 重点整備地区の問題点	37
(1) 歩道の路面について	37
(2) 施設や周辺の案内表示について	38
(3) 施設や周辺の移動経路について	39
(4) 自動車での送迎時について	40
(5) 施設整備について	40
第5章 重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針	41
第6章 生活関連施設、生活関連経路、重点整備地区の区域の設定	42
1 生活関連施設の設定	42
2 生活関連経路の設定	43
3 重点整備地区の区域の設定	44
第7章 移動等円滑化に関する事項	45
1 事業実施の必要性	45
2 移動等円滑化に関する基本的な考え方	46
第8章 実施すべき特定事業その他事業に関する事項	47
1 特定事業について	47
2 整備目標について	47
3 実施すべき特定事業その他事業	49
(1) 道路特定事業	49
(2) 路外駐車場特定事業	49
(3) 建築物特定事業	50
(4) その他事業(ハード対策)	50
(5) その他事業(ソフト対策)	51
4 事業の実施主体及び整備目標	53
第9章 今後の取組と推進体制	54
参考資料	55
参考1 策定経過	55
参考2 知多市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱	56
参考3 知多市バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿	58
参考4 バリアフリー基本構想検討委員会設置要綱	59
参考5 アンケート調査結果	61
参考6 用語の解説	73

第1章 知多市バリアフリー基本構想の概要

1 バリアフリー基本構想策定の背景と目的

わが国では、急速な高齢化が進むとともに、総人口は平成 20 年をピークに減少に転じており、今後、さらに少子高齢化が加速していくものとみられています。

また、障害者自立支援法の施行（平成 18 年）や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の施行（平成 25 年）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の施行（平成 28 年）などを通じ、障がいの有無や年齢などにかかわらず、一人ひとりが自立し、支えあって生活を送ることができる共生社会の実現に向けた環境を整備していくことが求められています。

このような社会的背景の中で、高齢者、障がい者などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化を推進することを目的に、平成 18 年 12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が定められました。この法律で市町村は、国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成 18 年）に基づき、当該市町村の区域内の重点整備地区について、「移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想」（以下「バリアフリー基本構想」という。）の作成に努めるものとされています。バリアフリー基本構想は、既存の施設のバリアフリー化と、相当数の高齢者、障がい者などが利用する旅客施設、官公庁施設など多様な施設を結ぶ経路の面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的としています。

知多市の取組としては、愛知県が平成 6 年 4 月に策定した「人にやさしい街づくり整備指針」、同年 10 月に施行した「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」をもとに、平成 8 年 3 月に「知多市人にやさしい街づくり計画」を策定しています。

この計画では、ノーマライゼーションの理念の下「やさしい」をキーワードに、施設整備方針や既存施設の改修計画、ソフト事業の推進について示しており、これに基づいて公共的施設及び道路の整備並びに市民に対する啓発事業を行っています。

こうした取組や、バリアフリー法の趣旨を踏まえ、この度「知多市バリアフリー基本構想」を策定することとしました。

この基本構想に基づき、重点整備地区において面的・一体的なバリアフリー化を図り、高齢者や障がい者、子ども連れの方などが移動する際や、施設を利用する際の利便性や安全性を向上させることにより、これまで以上に誰もが暮らしやすいまちづくりを推進していきます。

近年の福祉に関する主な法律の動き

年	法律
平成 18 年	障害者自立支援法の施行
	バリアフリー法の施行
平成 23 年	障害者基本法の一部を改正する法律の施行
平成 25 年	障害者総合支援法の施行(障害者自立支援法の改題)
平成 28 年	障害者差別解消法の施行
平成 30 年	バリアフリー法の一部を改正する法律の施行

2 バリアフリー法の概要

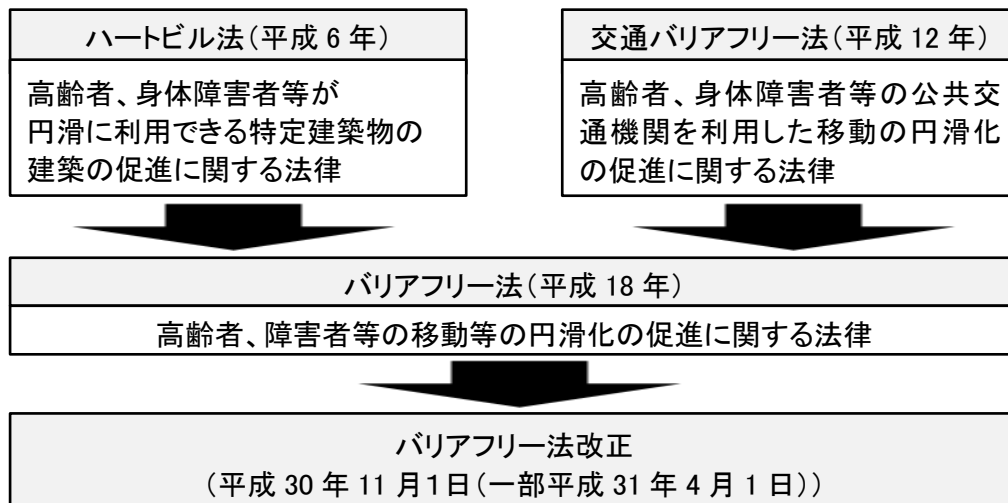
(1) バリアフリー法について

高齢者や障がい者などの自立した日常生活及び社会生活の確保に向け、平成6年に建築物のバリアフリー化を進めるための「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）が、平成12年に鉄道やバスなどの公共交通機関の旅客施設、車両、旅客施設周辺の道路や信号機などのバリアフリー化を進めるための「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が施行されました。

その後、平成17年にバリアフリー施策の指針となる「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定され、この考え方を踏まえ、平成18年には総合的・一体的なバリアフリー施策を推進するために「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」とを統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「バリアフリー法」が施行されました。

また、平成30年11月1日（一部規定は平成31年4月1日）には、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としてバリアフリー化を一層推進するため、バリアフリー法が改正され、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」への留意、「移動等円滑化の促進に関する方針（マスタープラン）」制度が創設されました。

バリアフリー法の経緯



(2) バリアフリー法の基本的枠組み

バリアフリー法は、主務大臣により定められる「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（基本方針）に基づく、「関係者の責務」、「基準適合義務等」、「重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進」から規定されています。

また、市町村は基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区について、「移動等円滑化の促進に関する方針」（マスタープラン）及び「バリアフリー基本構想」を作成するよう努めるものとされています。

バリアフリー法の基本的枠組み

基本方針(主務大臣) (第3条)

- ・移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
- ・移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項(基準適合義務等)
- ・基本構想の指針となるべき事項(重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進)
- ・移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項(関係者の責務)

関係者の責務 (第4条から第7条)

- ・関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展(スパイラルアップ)【国】
- ・心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- ・移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ・移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等 (第8条から第24条)

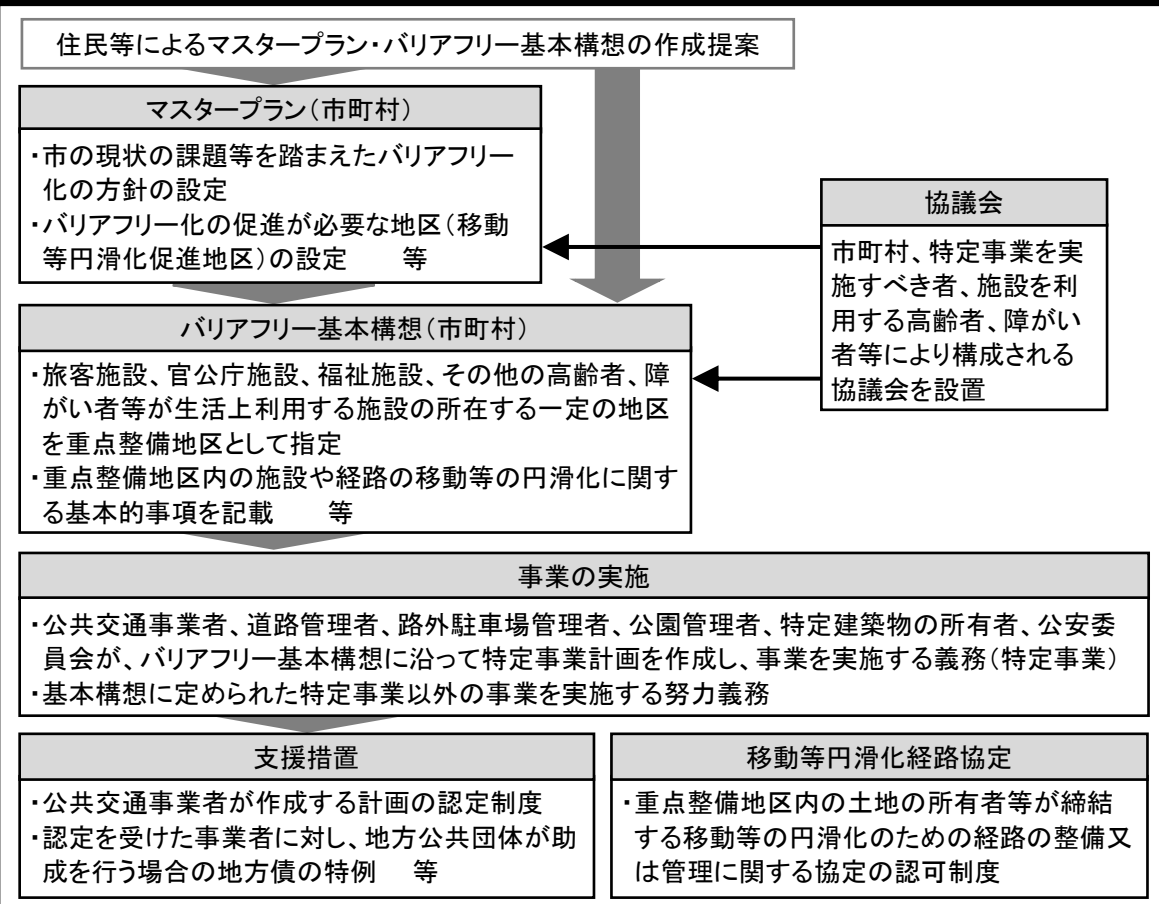
以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務
既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・旅客施設及び車両等 ・一定の路外駐車場 ・特別特定建築物(百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物) | <ul style="list-style-type: none"> ・一定の道路(努力義務はすべての道路) ・都市公園の一定の公園施設(園路等) |
|--|---|

特別特定建築物でない特定建築物(事務所ビル等の多数が利用する建築物)の建築等に際し、移動等円滑化基準に適合させる努力義務(地方公共団体が条例により義務化可能)

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進 (第24条の2から第40条の2)



3 バリアフリー基本構想において定める主な事項

(1) バリアフリー基本構想において定める主な事項

バリアフリー法第 25 条の規定に基づき、次に掲げる事項についてバリアフリー基本構想に定める必要があります。

- 重点整備地区の位置及び区域について
- 重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針について
- 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項について
- 移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他事業に関する事項について

(2) 関連規定における重点整備地区などの定義

バリアフリー基本構想において位置付ける「重点整備地区」「生活関連施設」「生活関連経路」については、「バリアフリー法」や「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成 18 年（平成 30 年改正））などにおいて、以下のように定義されています。

ア 重点整備地区

(ア) バリアフリー法

第 2 条第 21 号

- イ 生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

(イ) 移動等円滑化の促進に関する基本方針

三-1-(1)

生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を重点整備地区

※一部抜粋

三-2-(1)

- ① 生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね四百ヘクタール未満の地区であって、原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。 ※一部抜粋

イ 生活関連施設

(ア) バリアフリー法

第2条第20の2号

イ 高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう ※一部抜粋

(1) 移動等円滑化の促進に関する基本方針

三-2-(1)

① 生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。

また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね四百ヘクタール未満の地区であって、原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。 ※一部抜粋

ウ 生活関連経路

(ア) バリアフリー法

第2条第20の2号

ロ 生活関連施設相互間の経路をいう ※一部抜粋

(1) 移動等円滑化の促進に関する基本方針

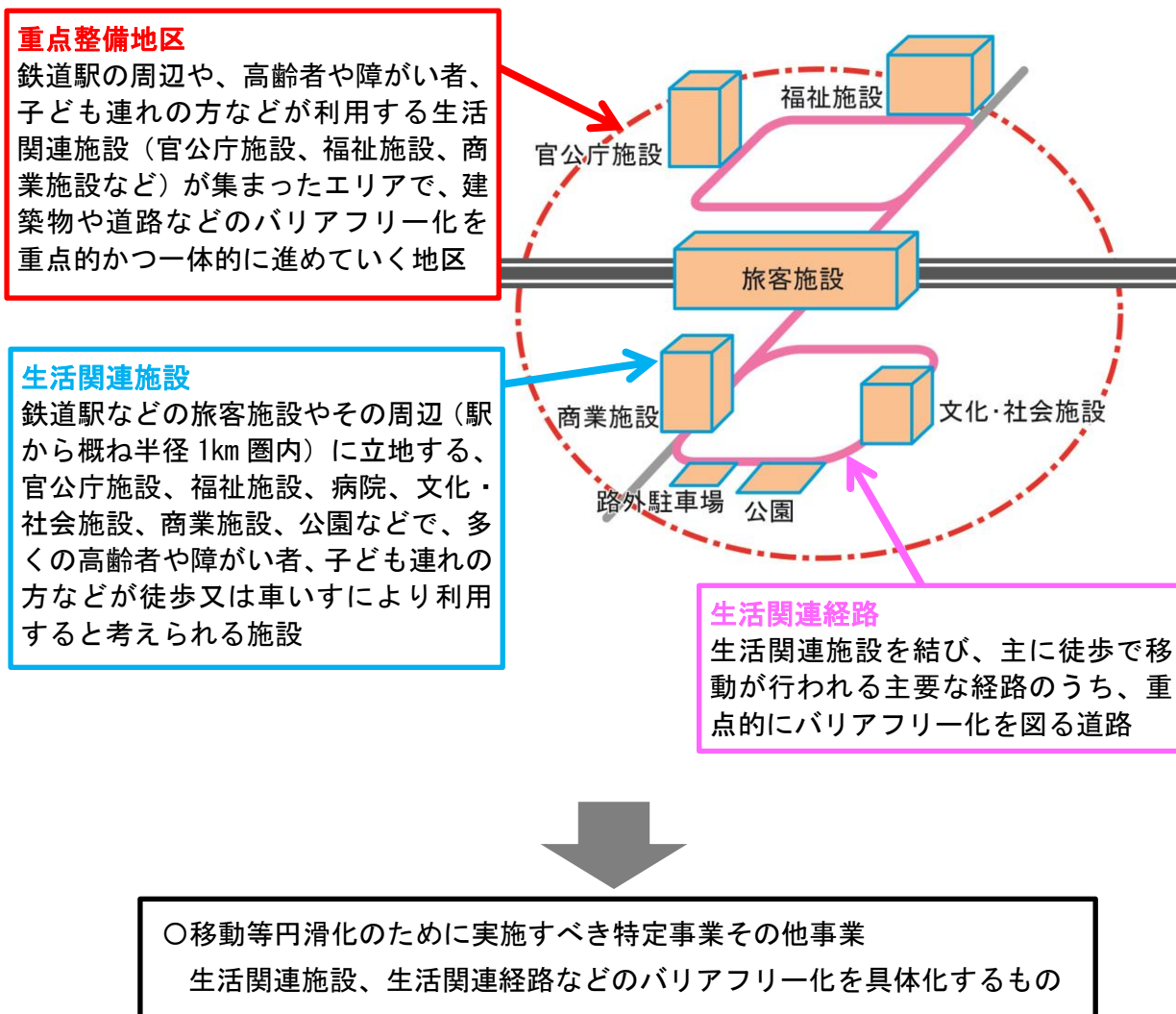
三-2-(1)

② 生活関連施設相互間の経路をいう。 ※一部抜粋

(3) 知多市バリアフリー基本構想における重点整備地区などの定義

関連規定における重点整備地区などの定義を踏まえ、知多市の地域特性などを考慮した上で、知多市バリアフリー基本構想における以下の用語を定義します。

知多市バリアフリー基本構想において定める主な事項のイメージ



4 上位・関連計画における位置付け

バリアフリー基本構想の策定に向け、移動等円滑化のために実施する事業などを検討する上で関連する計画などは、以下のとおりです。

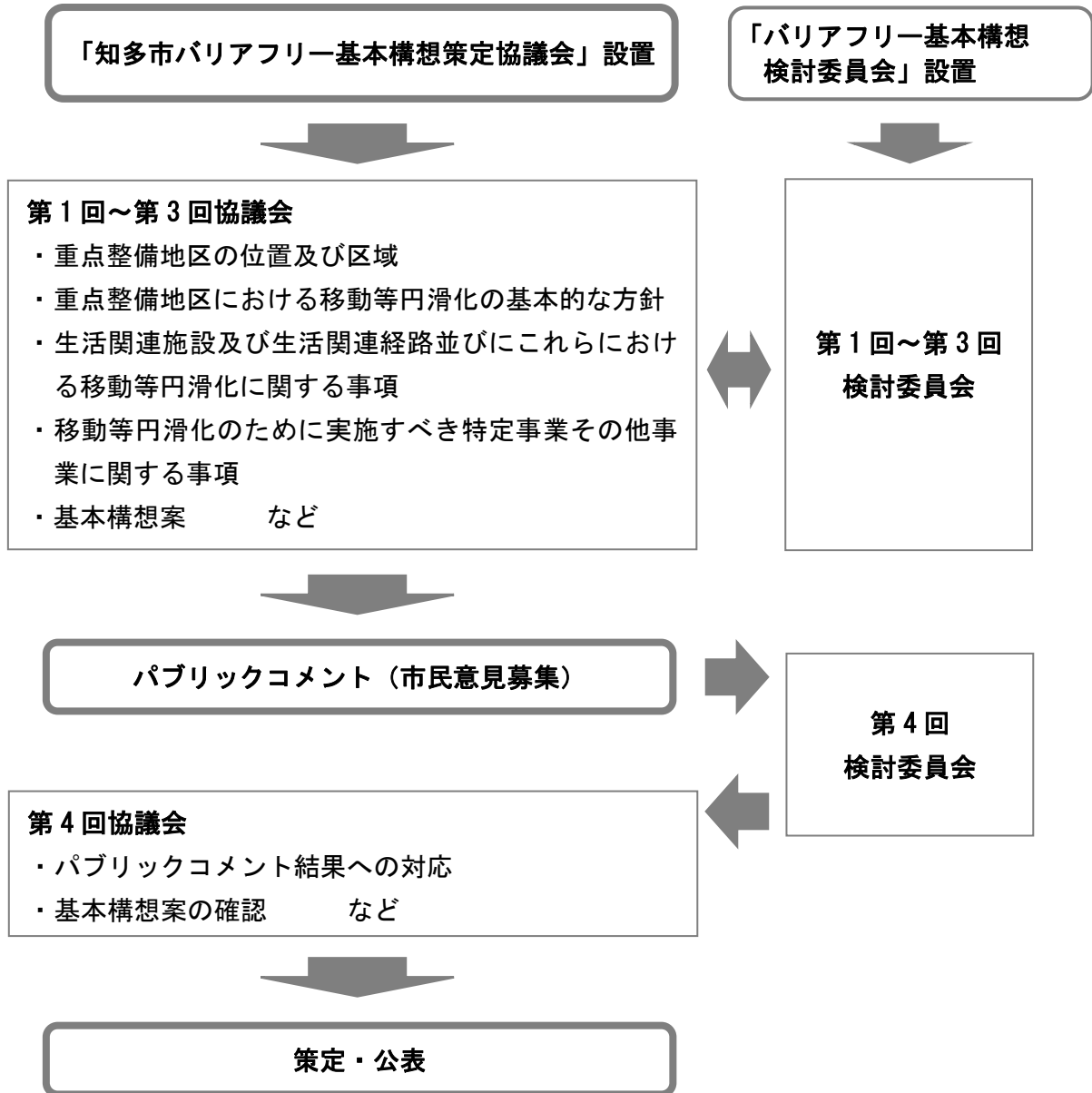
知多市バリアフリー基本構想と上位・関連計画



5 知多市バリアフリー基本構想の策定の流れ

知多市バリアフリー基本構想は、福祉関係団体や地域コミュニティの代表者、学識経験者、公共交通事業者、行政などで構成する「知多市バリアフリー基本構想策定協議会」及び庁内検討組織である「バリアフリー基本構想検討委員会」を設置し、移動等円滑化に関する議論を通じて策定しています。

知多市バリアフリー基本構想策定までの流れ



第2章 知多市の概況

1 知多市の位置と公共交通機関

知多市は知多半島の北西部に位置し、西は伊勢湾に面しており、北は東海市、東は東浦町及び阿久比町、南は常滑市に接しています。

地形は平均してなだらかな平坦地ですが、市の中部から東部にかけて、海拔 30m から 65m までの丘陵地となっています。

公共交通機関は、市内に鉄道が 2 路線 7 駅あり、その他、知多乗合バスが運行する路線バスが 4 系統、知多市が運行するコミュニティ交通（あいあいバス）が 3 系統あります。その中でも朝倉駅は鉄道とバスの交通結節点となっており、周辺には市役所や運動公園など、知多市の主要な施設が集まる本市の代表的な駅となっています。

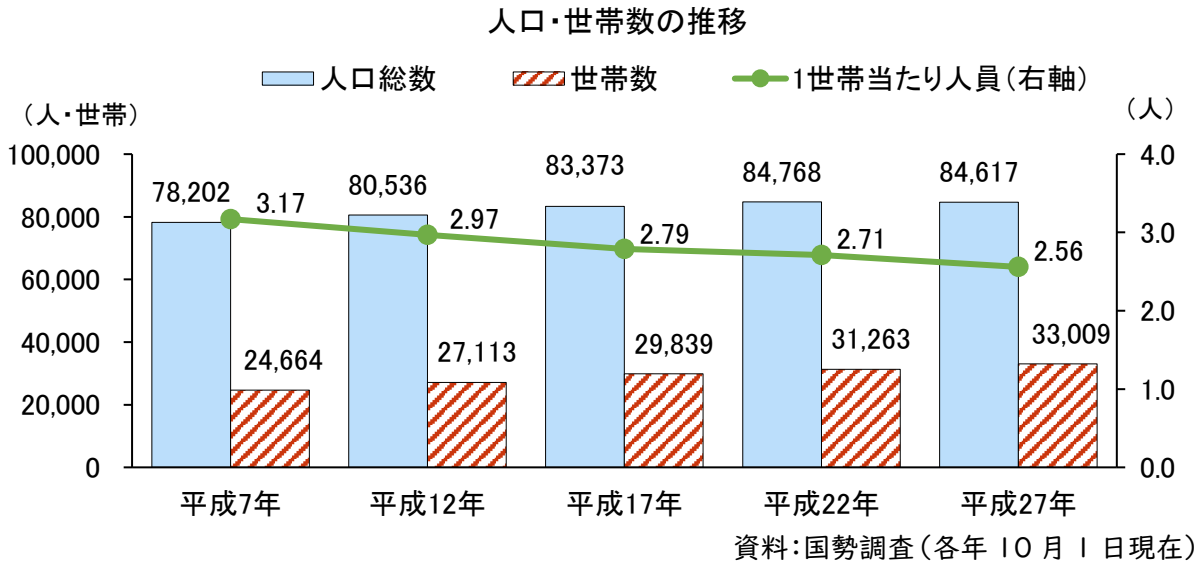
知多市の位置と公共交通機関



2 知多市の人口など

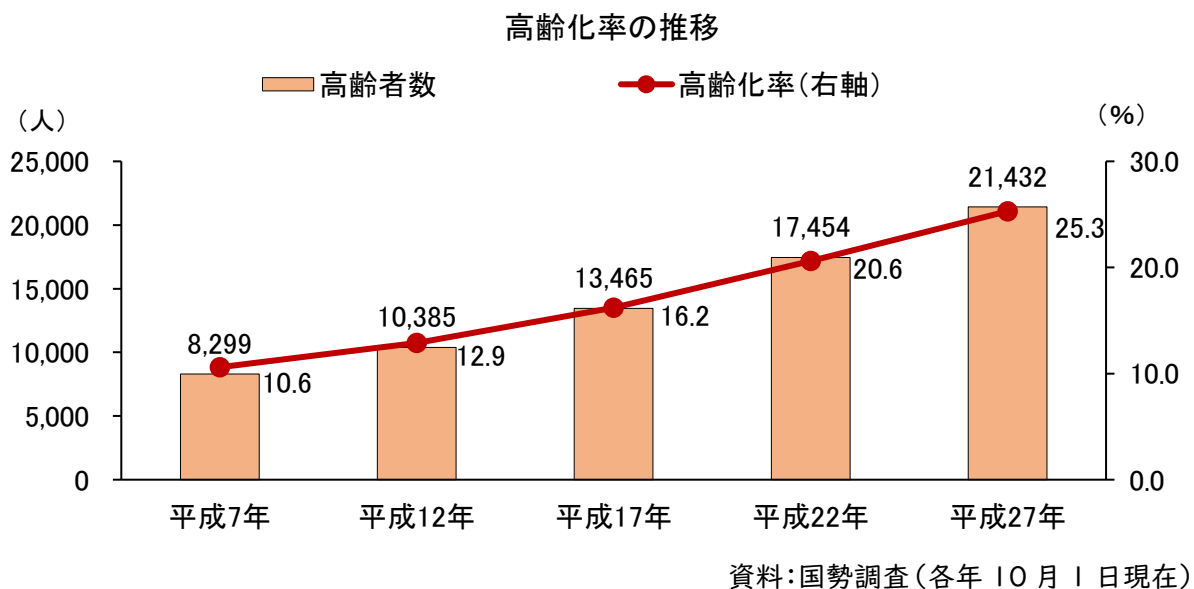
(1) 人口・世帯数の状況

人口は、平成22年に約8万5千人に達しましたが、近年は減少傾向になっています。一方で世帯数は増加しており、約20年前の平成7年と比較すると、約1.3倍に増加しています。



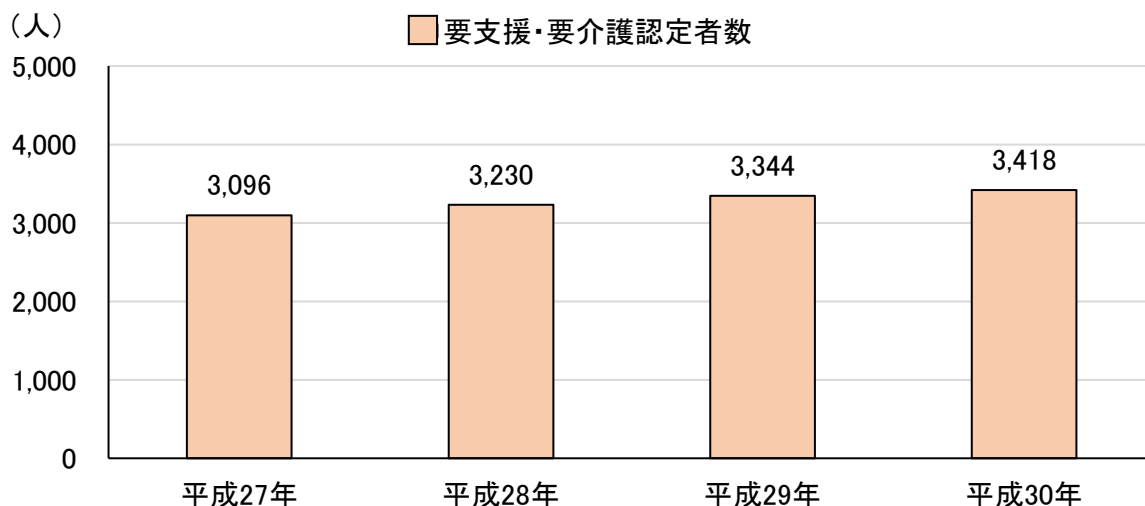
(2) 高齢化の状況

65歳以上の高齢者数は増加しており、高齢化率も平成7年に10.6%であったのが、平成27年には25.3%と大きく伸びています。



要支援・要介護認定者数は、75 歳以上の後期高齢者の増加に伴い増加傾向となっています。

要支援・要介護認定者数の推移

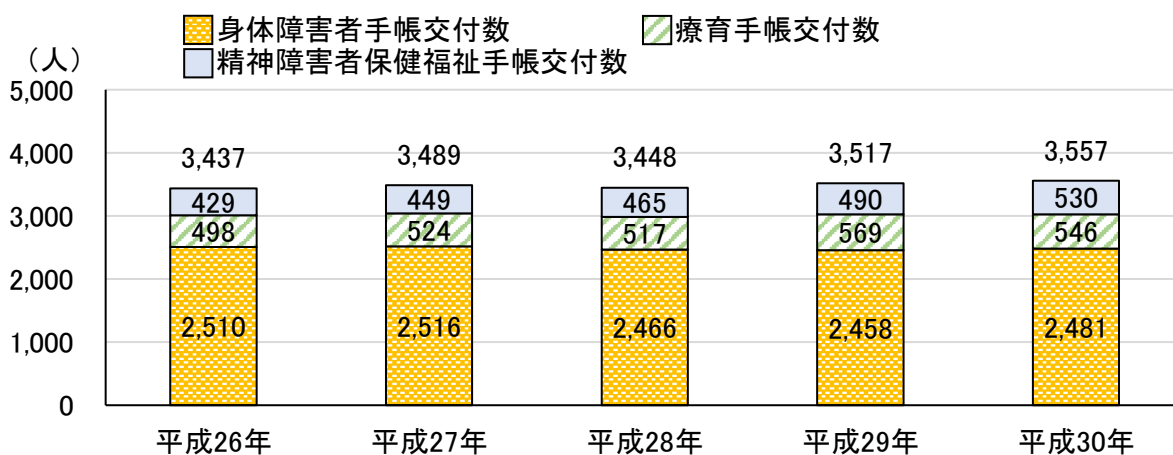


資料:知多の統計(各年3月31日現在)

(3) 障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者数はほぼ横ばい、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向となっています。

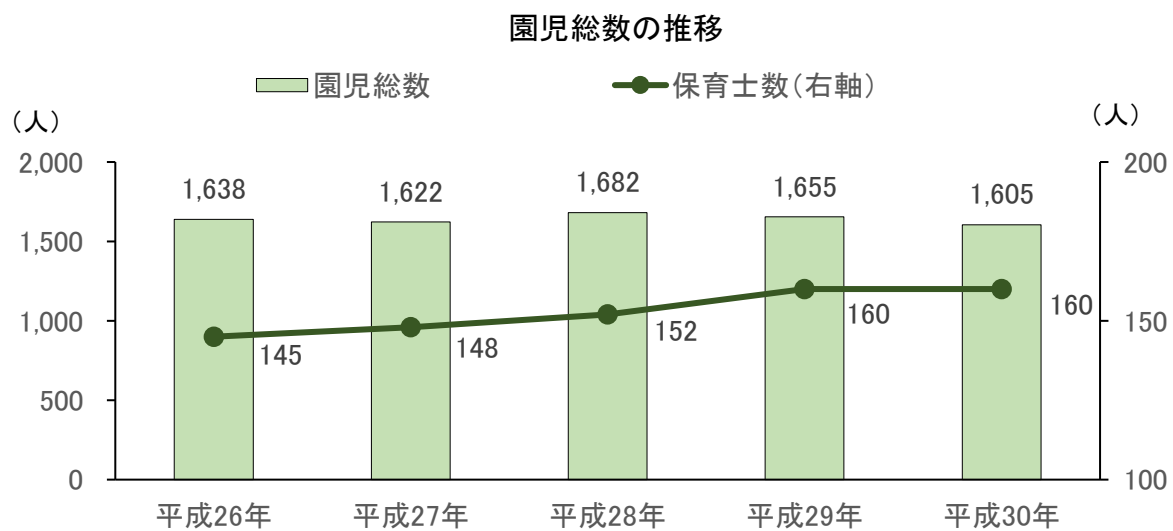
障がい者数の推移



資料:知多の統計(各年4月1日現在)

(4) 保育などの状況

園児総数に変化は見られませんが、保育サービスの拡充などに対応するため、保育士数は増加傾向となっています。



資料:知多の統計(各年4月1日現在)

3 知多市の公共交通

(1) 鉄道の状況

1日平均乗降客数が3,000人以上の駅が市内には5駅あり、その中でも朝倉駅が最も多く7,326人となっています。

鉄道駅乗降客数・運行便数

駅名		1日平均乗降客数 (人/日) 平成30年度	1日の運行便数 (便/日) 令和元年度	
			平日	休日
常滑線	寺本駅	3,835	155	151
	朝倉駅	7,326	221	222
	古見駅	3,383	155	151
	長浦駅	1,010	79	77
	日長駅	369	79	77
	新舞子駅	6,109	221	222
河和線	巽ヶ丘駅	6,338	231	180

資料:知多の統計、名古屋鉄道株式会社

(2) バスの状況

市内を運行するバス路線のほとんどが、朝倉駅を経由しています。

また、朝倉駅を経由する路線の乗客数は、朝倉駅を経由しない路線(日長団地線)の約5倍となっています。

バスの状況

路線名	経由駅	運行事業者	年間乗客数 (人/年) 平成30年度
朝倉団地線	朝倉駅	知多乗合	22,698
佐布里線	朝倉駅		101,602
岡田線	朝倉駅 古見駅		82,290
日長団地線	新舞子駅		59,858
北部コース	朝倉駅 寺本駅 巽ヶ丘駅	知多市 (あいあいバス)	17,201
東部コース	朝倉駅 寺本駅 巽ヶ丘駅		35,776
南部コース	朝倉駅 新舞子駅		45,245

資料:知多乗合株式会社、市民協働課

4 主要駅周辺の施設の立地状況

主要駅周辺(概ね 1km圏内)の生活関連施設の候補となるような施設の立地状況は、朝倉駅周辺で 16 施設と最も多くなっており、次いで寺本駅が多くなっています。

駅周辺の生活関連施設候補数

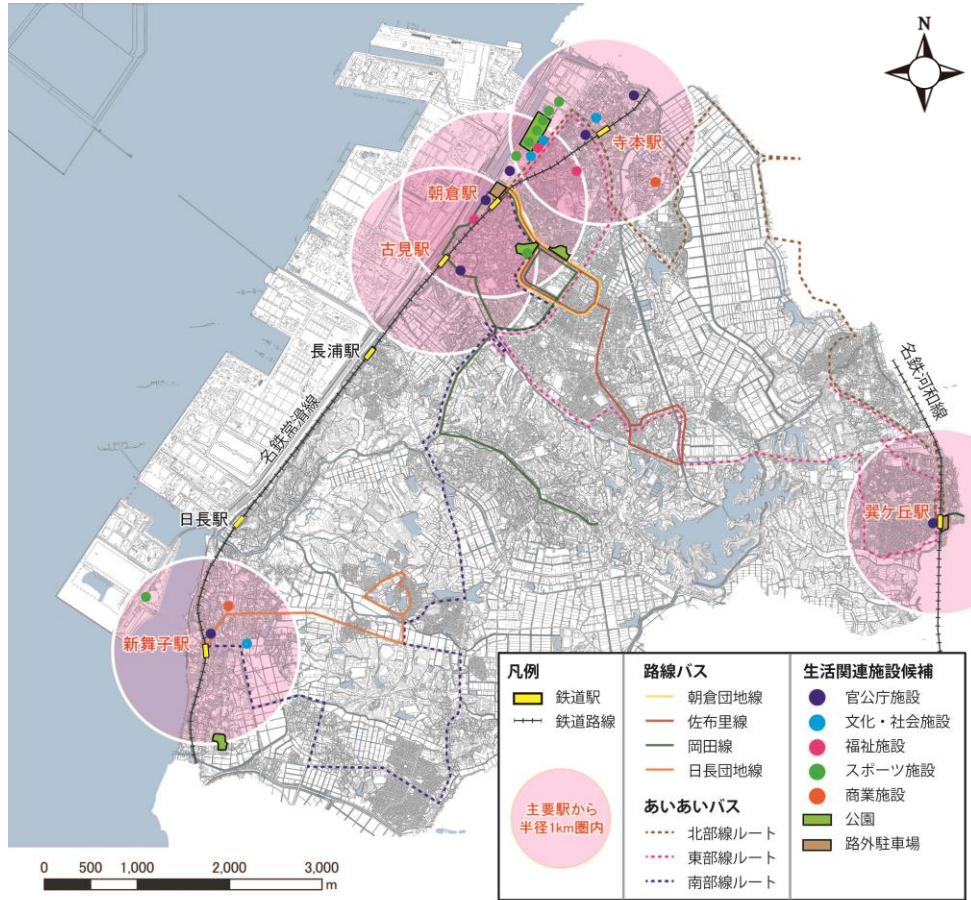
	朝倉駅	寺本駅	古見駅	新舞子駅	巽ヶ丘駅
官公庁施設	3	2	2	1	1
文化・社会施設	2	3	—	1	—
福祉施設	3	2	1	—	—
スポーツ施設	4	6	1	1	—
商業施設	—	1	—	1	—
公園	3	1	1	1	—
路外駐車場	1	—	1	—	1
合計	16	15	6	5	2

なお、生活関連施設の候補となる施設は、以下の施設としています。

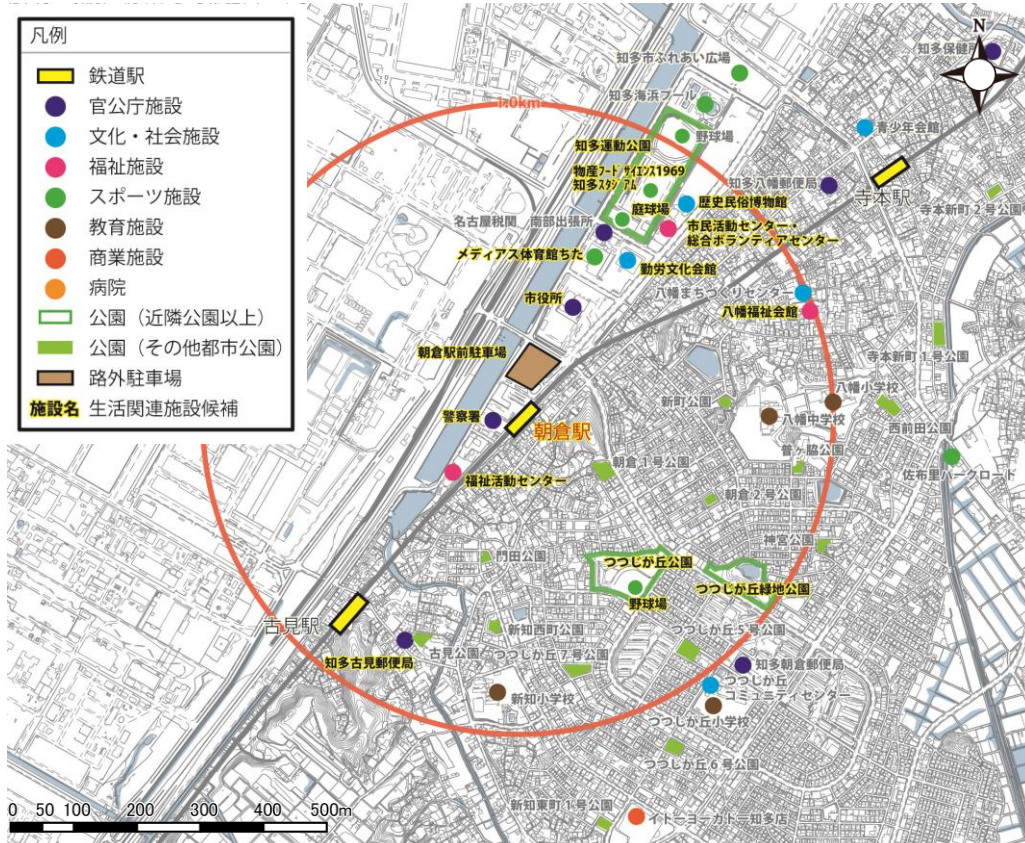
生活関連施設候補

区分	種類
旅客施設	1 日当たりの平均利用者数が 3,000 人を超える鉄道駅
官公庁施設	市役所庁舎、警察署、郵便局など
文化・社会施設	文化会館、博物館、図書館など
福祉施設	福祉会館、福祉活動センター、ボランティアセンターなど
スポーツ施設	市民体育館、マリパーク、庭球場、陸上競技場など
商業施設	大規模小売店舗(ホームセンターなどの専門店を除く)
公園	近隣公園、運動公園、同等規模の都市緑地
路外駐車場	駐車のために供する部分の面積が 500 m ² 以上(概ね駐車台数 40 台以上※)である有料路外駐車場 ※ 1 台当たりの駐車面積を小型乗用車の標準的な駐車マスの大きさである 5.0×2.5=12.5 m ² として計算 ※ 生活関連施設候補に付属する駐車場は除く

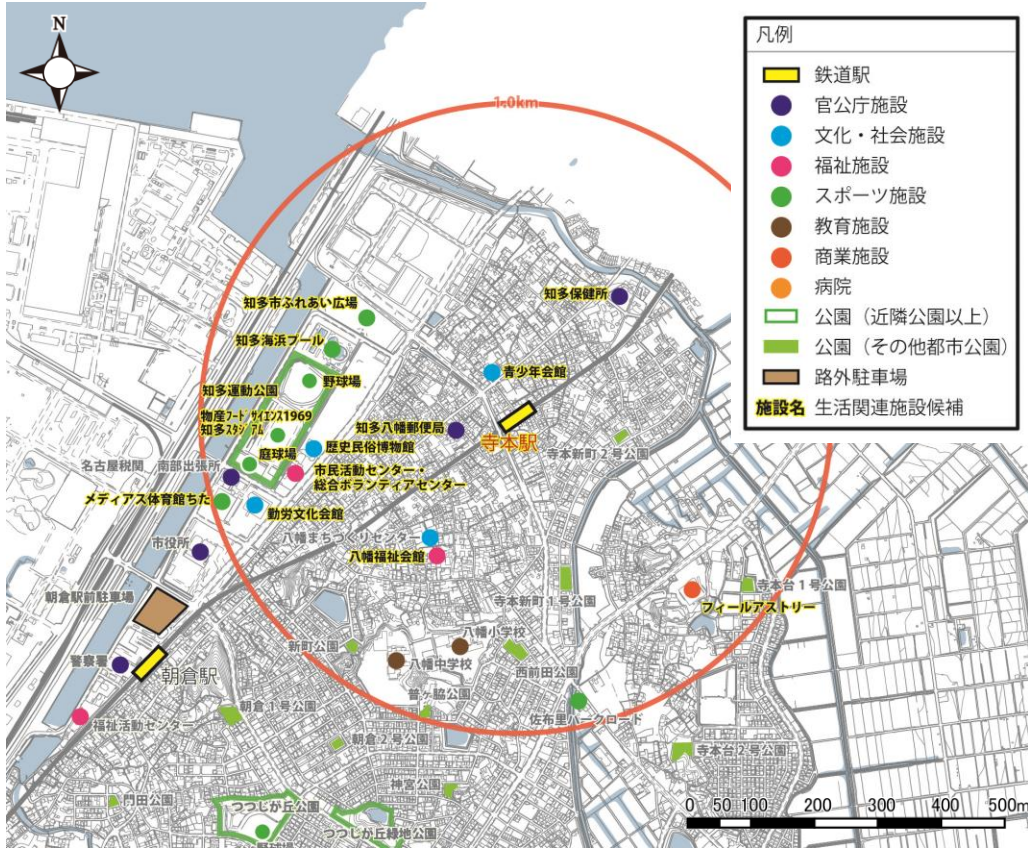
駅周辺の生活関連施設候補の立地状況(市全体)



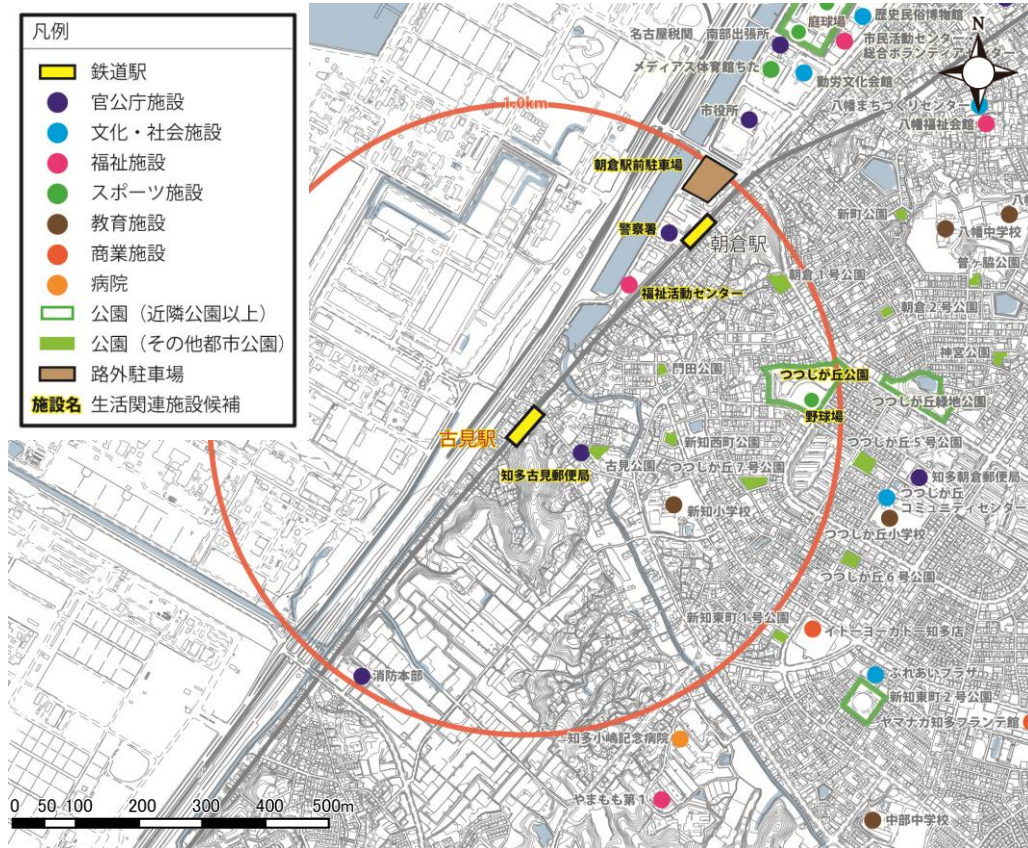
朝倉駅周辺の生活関連施設候補の立地状況



寺本駅周辺の生活関連施設候補の立地状況



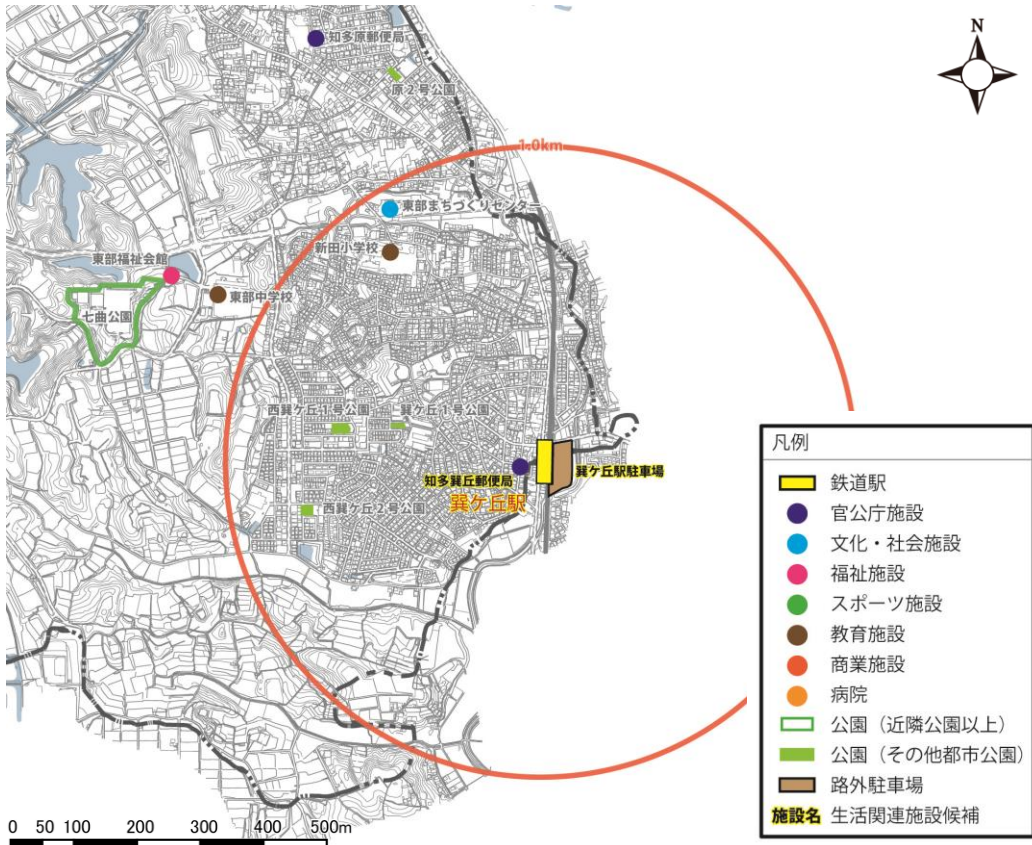
古見駅周辺の生活関連施設候補の立地状況



新舞子駅周辺の生活関連施設候補の立地状況



巽ヶ丘駅周辺の生活関連施設候補の立地状況



第3章 重点整備地区の選定

1 重点整備地区の選定の考え方

知多市バリアフリー基本構想における重点整備地区は、以下のように定義しています。

知多市バリアフリー基本構想における重点整備地区の定義

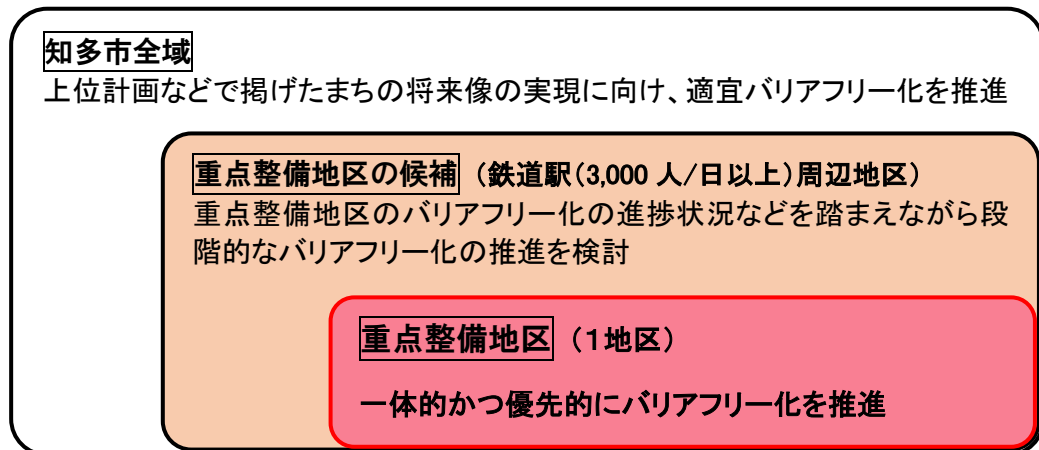
鉄道駅の周辺や、高齢者や障がい者、子ども連れの方などが利用する生活関連施設（官公庁、福祉施設、商業施設など）が集まったエリアで、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていく地区

知多市において、重点整備地区の要件を満たす候補は、市内に複数存在します。しかし、これらの地区全てを同時にかつ重点的にバリアフリー化を推進することは、非常に困難であることから、現実的なバリアフリー化事業の実現性を考慮して、最も優先順位の高い地区を選定した後、その地区について基本構想を作成し、一体的かつ優先的にバリアフリー化を推進することとします。

なお、他の候補地区においても地域の拠点などの役割を担っていると考えられることから、重点整備地区のバリアフリー化の進捗状況や社会状況の変化、地域の実情を踏まえつつ、段階的なバリアフリー化の推進を検討します。

また、市全域においても上位計画などで掲げたまちの将来像の実現に向け、適宜バリアフリー化を推進します。

バリアフリー化の展開方針



重点整備地区の選定に当たっては、候補地区として市内の主要駅(3,000人/日以上)を中心とした地区について調査し、評価することとします。

評価に当たっては、客観的な指標やデータに基づき検証するため、評価指標を設定します。

また、交通結節点の重要度や施設の集積状況などの観点から、以下の「重点整備地区の選定の考え方」に基づき点数を設定します。

これらの設定に基づき評価した結果、総合評価点(各指標の点数の合計)が最も高い駅を中心とした地区がバリアフリー化の取組が求められていると判断し、重点整備地区として選定します。

※主要駅(3,000人/日以上):バリアフリー法などで定められている特定旅客施設の要件

重点整備地区の選定の考え方

評価指標	考え方	評価方法
ア 駅利用者数 (1日の利用者の平均値)	公共交通機関の利用が多いほど、高齢者や障がい者、子ども連れの方などが利用する機会が多いと考えられ、バリアフリー化の必要性が高い	7,000人以上:3点 5,000人以上:2点 3,000人以上:1点
イ バス運行路線数		
ウ 生活関連施設候補(※)数	高齢者や障がい者、子ども連れの方などが利用する施設が多い地区は、バリアフリー化の必要性が高い	1位 :3点 2位 :2点 3位 :1点
エ 上位計画における位置付け	上位計画と整合したバリアフリー化も重要となる	都市拠点:3点 副次的都市拠点:2点 地域生活拠点:1点
オ 将来プロジェクトの状況	開発などの関連計画がある場合は、一体的なバリアフリー化の必要性が高い	事業化に向けた構想や計画が策定されている:1点

※生活関連施設候補:P14の表に示す施設

2 重点整備地区の選定

(1) 重点整備地区の候補の評価

「重点整備地区の選定の考え方」に基づき、各指標について評価し点数を設定します。

ア 駅利用者数

駅利用者数(1日の利用者(乗降客数)の平均値)は、朝倉駅が7,000人以上となっており、新舞子駅及び巽ヶ丘駅が5,000人以上となっています。

駅利用者数(1日の利用者の平均値)

	朝倉駅	寺本駅	古見駅	新舞子駅	巽ヶ丘駅
	7,326人	3,835人	3,383人	6,109人	6,338人
点数	3点	1点	1点	2点	2点

イ バス運行路線数

バス運行路線数は、朝倉駅が計6路線と最も多く、次いで寺本駅、新舞子駅、巽ヶ丘駅が多くなっています。

バス運行路線数

	朝倉駅	寺本駅	古見駅	新舞子駅	巽ヶ丘駅
路線バス	3路線	-	1路線	1路線	-
あいあいバス	3路線	2路線	-	1路線	2路線
計	6路線	2路線	1路線	2路線	2路線
点数	3点	2点	1点	2点	2点

ウ 生活関連施設候補数

生活関連施設候補数は、朝倉駅が計16施設と最も多く、次いで寺本駅が多くなっています。

生活関連施設候補数

	朝倉駅	寺本駅	古見駅	新舞子駅	巽ヶ丘駅
官公庁施設	3	2	2	1	1
文化・社会施設	2	3	-	1	-
福祉施設	3	2	1	-	-
スポーツ施設	4	6	1	1	-
商業施設	-	1	-	1	-
公園	3	1	1	1	-
路外駐車場	1	-	1	-	1
計	16	15	6	5	2
点数	3点	2点	1点	-	-

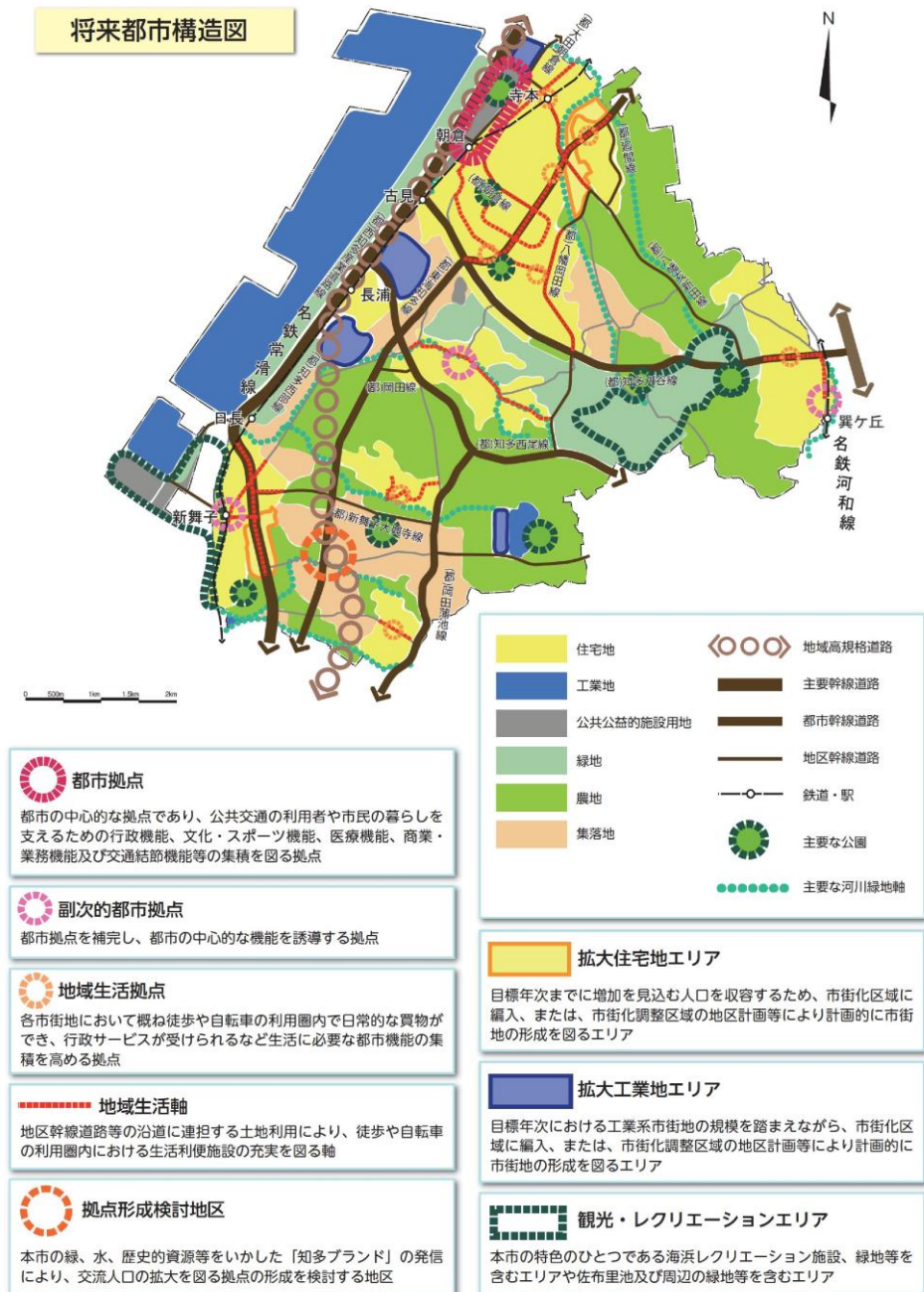
エ 上位計画における位置付け

上位計画における位置付けは、朝倉駅周辺が都市拠点となっており、新舞子駅及び巽ヶ丘駅周辺が副次的都市拠点、寺本駅周辺が地域生活拠点となっています。

上位計画における位置付け

	朝倉駅	寺本駅	古見駅	新舞子駅	巽ヶ丘駅
	都市拠点	地域生活拠点	-	副次的都市拠点	副次的都市拠点
点数	3点	1点	-	2点	2点

将来都市構造図(知多市都市計画マスタープラン:平成23年3月)



オ 将来プロジェクトの状況

市内の主要駅周辺における開発などの関連計画として、朝倉駅周辺整備基本構想(平成30年3月策定)、知多市新庁舎整備基本計画(令和元年6月策定)、知多市新子育て支援施設基本計画(令和元年6月策定)、知多市新図書館基本計画(令和元年6月策定)があり、これらは全て朝倉駅周辺で計画されています。

将来プロジェクトの状況

	朝倉駅	寺本駅	古見駅	新舞子駅	巽ヶ丘駅
	1点	-	-	-	-
点数	1点	-	-	-	-

(2) 重点整備地区の選定

「重点整備地区の選定の考え方」に基づいて評価した結果、最も総合評価点の高い「朝倉駅周辺地区」を重点整備地区として選定し、一体的かつ優先的にバリアフリー化を推進します。

重点整備地区の選定(総合評価)

	朝倉駅	寺本駅	古見駅	新舞子駅	巽ヶ丘駅
総合評価点	13点	6点	3点	6点	6点

第4章 移動等円滑化に関する問題点・課題

移動等円滑化に関する基本的な考え方や移動等円滑化のために実施すべき特定事業、その他事業の内容を検討するために、ヒアリング調査や生活関連経路の現地調査のほか、バリアフリーに関するアンケート調査を踏まえ、重点整備地区の現況と問題点を把握します。

1 ヒアリング調査

(1) ヒアリング実施状況

ヒアリングは、以下に示す5つの福祉関係団体などを対象に実施しています。

ヒアリング実施状況

対象者	ヒアリング実施日	会場
知多市手をつなぐ育成会	平成31年2月15日(金)	知多市福祉活動センター
知多市外出サポートあいの会	平成31年2月15日(金)	知多市総合ボランティアセンター (知多市市民活動センター1階)
知多市身体障害者福祉協議会	平成31年2月18日(月)	知多市福祉活動センター
知多市老人クラブ連合会	平成31年2月21日(木)	知多市福祉活動センター
NPO 法人子育て支援を考える会 TOKOTOKO	平成31年3月6日(水)	ひだまりの家

(2) 調査結果

ヒアリングでは、障がいに応じた案内表示や分かりやすい案内表示のほか、移動経路上における屋根や休憩スペースに関する意見が多くなっています。

ヒアリング調査における主な意見

視点	主な意見
歩道の路面	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープが急であったり、高さや凹凸があり、車いすが大変 ・歩道は凹凸をなくしたり、滑りにくく、勾配のないものにする必要がある
施設や周辺の案内表示	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者にはどのバスが来ているのか分かりづらい ・点字ブロックは、車いす利用者にとっては通りづらいが、視覚障がい者にとっては必要なもの ・障がい者が一人でも避難できるように、情報発信などの工夫が必要 ・災害時でも視覚情報で分かるようなものがほしい ・災害発生時、ランプなどで分かるようにしてほしい ・知多市役所内の案内を分かりやすくしてほしい ・生活の場や駅、建物などに色やマークで区別したサインがほしい
施設や周辺の移動経路	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停を簡単な小屋にしたり、バス停までの経路に屋根がほしい ・タクシー乗り場までの経路の改善や屋根がほしい ・駅のすぐ近くに、公園スペースやベンチなど、休憩スペースがほしい ・駐車場とは別に送迎車が待つスペースや、屋根がほしい ・待ちスペースや雨に濡れない経路が必要 ・ひさしやベンチがほしい ・タクシー乗り場にベンチがない ・リフトバスの乗降をするスペースがない
自動車での送迎時	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすなどが利用できるスペースがほしい ・道路と歩道の間で切り下げがないため改善が必要 ・ベビーカーを降ろす場所もなく、段差もあるため困難
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場から駅までの行きやすさが大切 ・大人でも利用できるおむつ台がほしい

2 アンケート調査

(1) 調査目的

市民が普段の生活の中でよく利用する鉄道駅及び施設と、その周辺を移動する際にバリアフリーに関して困っていること(問題点)などを把握し、バリアフリー化に当たっての留意点把握や方針検討のための基礎資料とすることを目的に実施しています。

(2) 調査対象

バリアフリー法の趣旨や少子高齢化などの社会情勢、調査の目的を踏まえ、市内在住の、「高齢者(65歳以上)」や「障がい者」のほか、移動に配慮が必要な「子ども連れ及び妊婦」を対象として実施しています。

(3) 配布期間

令和元年7月1日～24日

(4) 回収結果

アンケートの回収結果は、以下のとおりです。

アンケート回収状況

対象者	対象者数 (母数)	配布数 (抽出数)	回収数	回収率	備考
高齢者	23,206	798 (800)	420	52.6%	65歳以上:住民基本台帳から無作為抽出 ※宛先不明2件
障がい者	3,618	699 (700)	347	49.6%	身体障害者手帳、療育手帳、 精神保健福祉手帳所持者から無作為抽出 ※宛先不明1件
子ども連れ 及び妊婦	4,115	733 (800)	285	38.9%	6歳以下未就学児:住民基本 台帳から無作為抽出(700名)、 調査期間中の母子手帳交付 時や教室などで配布
計	30,939	2,230 (2,300)	1,052	47.2%	

(5) 調査結果

ア 調査結果のまとめ

全体的な回答の傾向として、徒歩や車いすなどで移動する際に不便に思うことは、「特に不便はない」が最も多くなっています。これは、「知多市人にやさしい街づくり計画」などに基づく整備を進めてきたことによるものと考えられます。

(ア) 駅周辺を徒歩や車いすなどで移動する際に不便に思うこと

「特に不便はない」に次いで、高齢者、障がい者、子ども連れ及び妊婦の各属性で共通して「通路がせまい」、「デコボコや段差がある」、「バス停やタクシー乗り場・一般車乗降場までの通路に屋根がない」などの回答が多くなっています。

【回答が多い項目(「特に不便はない」を除く上位4項目まで)】

- ① 通路がせまい 28.7%
- ② デコボコや段差がある 26.2%
- ③ バス停やタクシー乗り場・一般車乗降場までの通路に屋根がない 25.8%
- ④ ベンチ等の休憩施設が少ない 21.5%

また、介助が必要な方、車いすやベビーカーなどを利用する方からは、自動車での送迎時の利便性に関する回答が多くなっています。

【介助が必要な方の回答が多い項目(上位4項目まで)】

- ① デコボコや段差がある 41.5%
- ② バス停やタクシー乗り場・一般車乗降場までの通路に屋根がない 38.1%
- ③ ベンチ等の休憩施設が少ない 29.7%
- ④ 通路がせまい 28.8%
- ④ 自動車での送迎時に車いすなどを降ろすスペースが少ない 28.8%

(イ) 施設及びその周辺を徒歩や車いすなどで移動する際に不便に思うこと

全体的な回答の傾向として、「市役所」、「文化・社会施設」の利用が多くなっています。

また、徒歩や車いすなどで移動する際に不便に思うことは、トイレの改修やスロープの整備を進めてきたこともあり、各属性共通で、「特に不便はない」が最も多くなっていますが、一方で「トイレが使いづらい・多目的トイレの数が少ない」の回答が多い傾向となっています。

【回答が多い項目(「特に不便はない」を除く上位3項目まで)】

- ① トイレが使いづらい・多目的トイレの数が少ない 14.8%
- ② 施設までや、施設内の通路がせまい 9.5%
- ③ 案内表示がない・見にくい 9.0%
- ③ ベンチ等の休憩施設が少ない 9.0%

なお、各属性の回答には、以下の傾向が見られます。

・ 高齢者 の方:「案内表示がない・見にくい」が多い
・ 障がい者 の方:「ベンチ等の休憩施設が少ない」が多い
・ 子ども連れ及び妊婦 の方:「施設までや、施設内の通路がせまい」が多い
【介助が必要な方】の回答が多い項目(「特に不便はない」を除く上位3項目まで)
① トイレが使いづらい・多目的トイレの数が少ない 19.2%
② 施設までや、施設内の通路がせまい 12.8%
③ ベンチ等の休憩施設が少ない 12.0%

イ 調査結果(抜粋) ※詳細については「参考5 アンケート調査結果」P61～72に示す

(ア) 回答者について

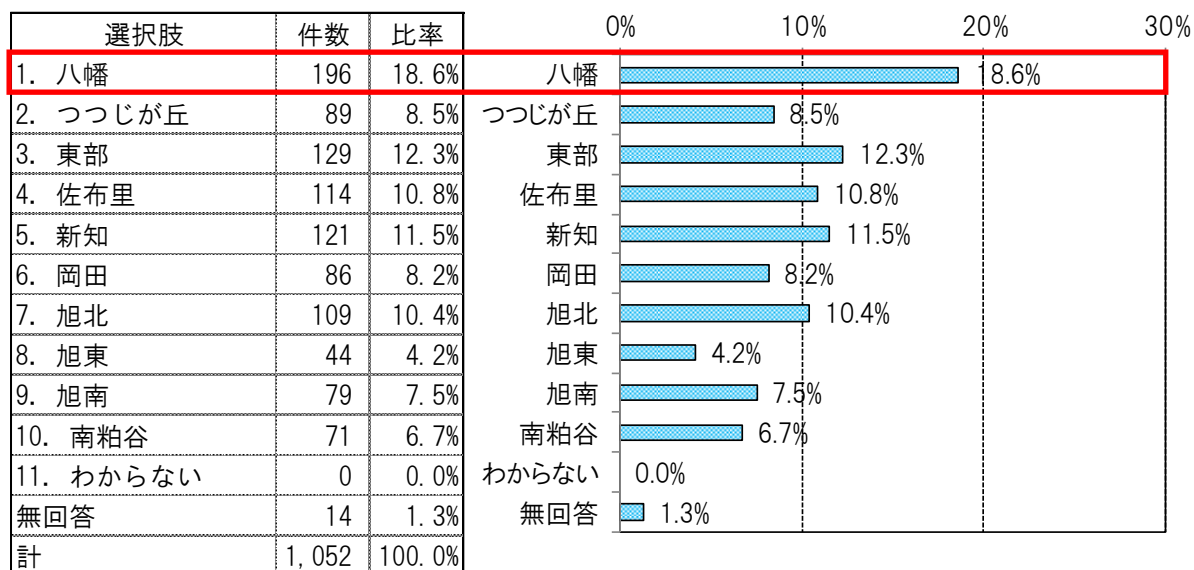
【回答者属性】

・「高齢者」が最も多くなっていますが、全属性から回答を得ています。

属性	件数	比率
① 高齢者	420	39.9%
② 障がい者	347	33.0%
③ 子ども連れ及び妊婦	285	27.1%
計	1,052	100.0%

【居住地区】

・「八幡地区」が18.6%と最も多くなっていますが、全地区から回答を得ています。



【障がいの種類】

・「肢体不自由」が42.4%と最も多くなっています。

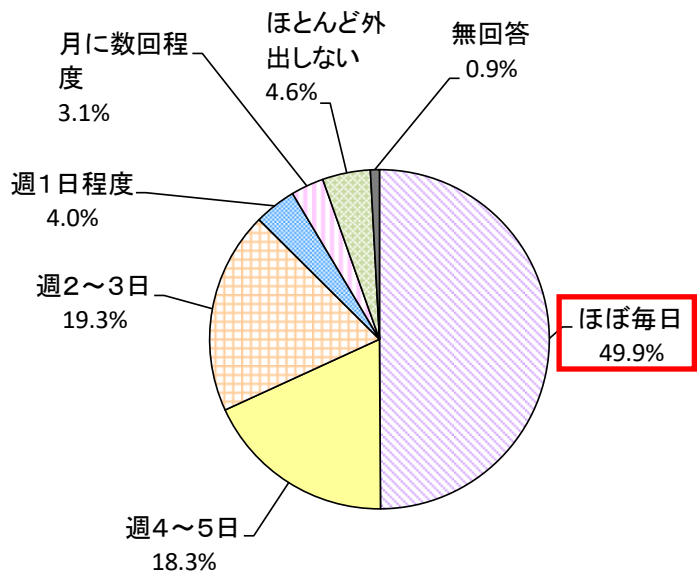
②障がい者 347人

選択肢	件数	比率
1. 肢体不自由	147	42.4%
2. 視覚障がい	23	6.6%
3. 聴覚平衡機能障がい	20	5.8%
4. 音声言語機能障がい	13	3.7%
5. 内部障がい	90	25.9%
6. 知的障がい	54	15.6%
7. 精神障がい	42	12.1%
8. その他障がい	1	0.3%
無回答	5	1.4%
計	395	複数回答あり

【外出の頻度】

・「ほぼ毎日」が49.9%と最も多くなっています。

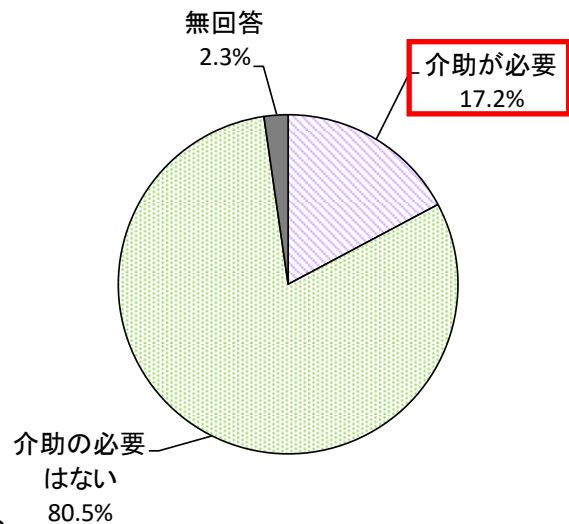
選択肢	件数	比率
1. ほぼ毎日	525	49.9%
2. 週4～5日	192	18.3%
3. 週2～3日	203	19.3%
4. 週1日程度	42	4.0%
5. 月に数回程度	33	3.1%
6. ほとんど外出しない	48	4.6%
無回答	9	0.9%
計	1,052	100.0%



【外出の際の介助】

・「介助が必要」な方が17.2%となっています。

選択肢	件数	比率
1. 介助が必要	181	17.2%
2. 介助の必要はない	847	80.5%
無回答	24	2.3%
計	1,052	100.0%



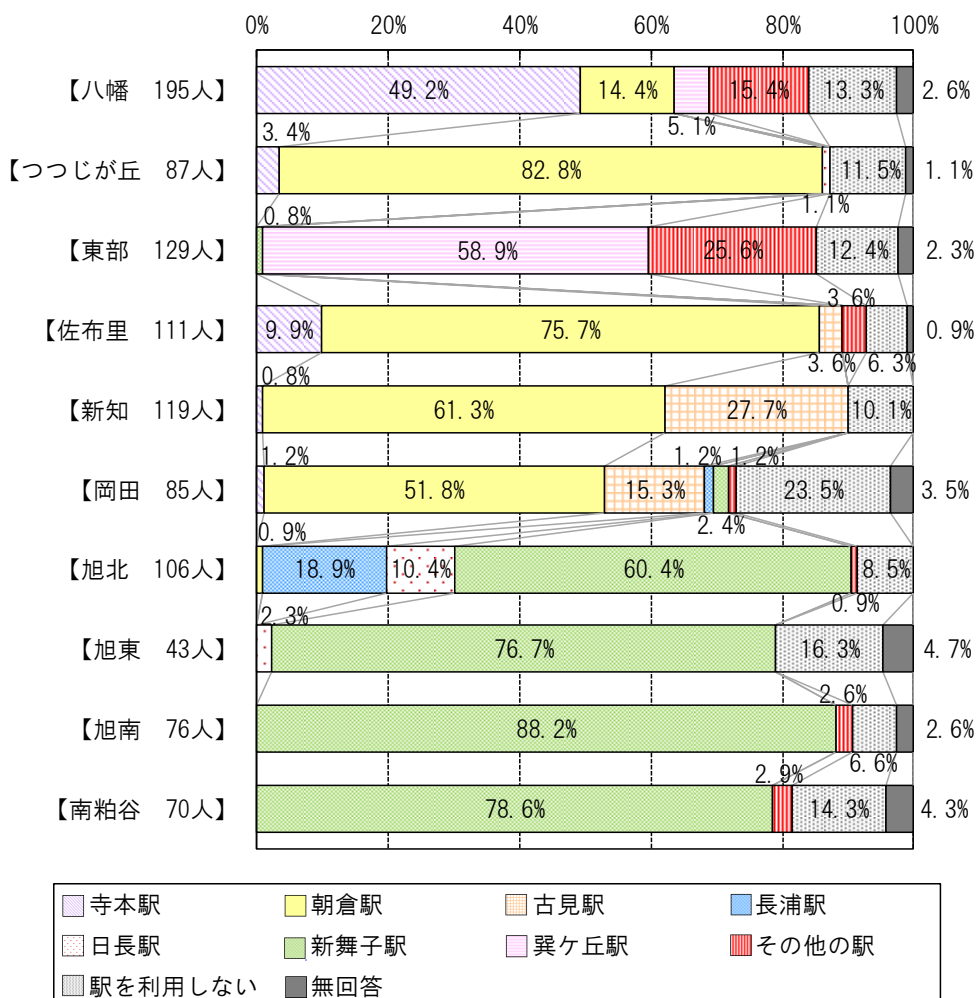
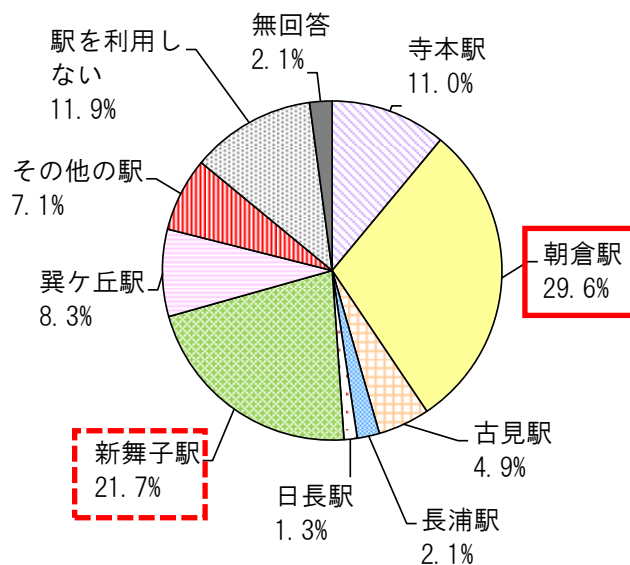
(1) 鉄道駅及びその周辺について

【主に利用する最寄りの鉄道駅】

- ・「朝倉駅」が29.6%と最も多く、次いで「新舞子駅」が多くなっています。
- ・「朝倉駅」へはつつじが丘、佐布里、新知、岡田地区からの利用が多く、「新舞子駅」へは旭北、旭東、旭南、南粕谷地区からの利用が多くなっています。

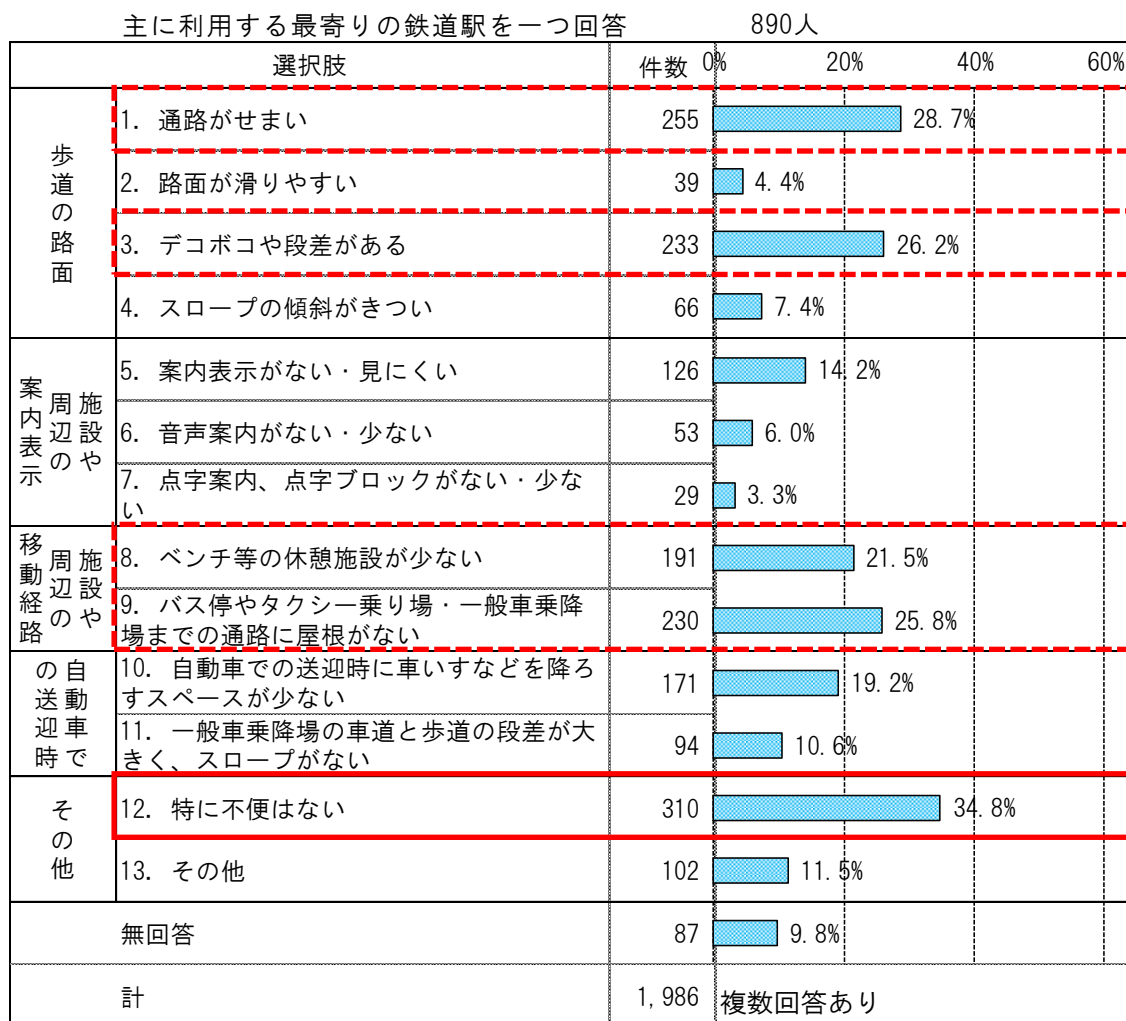
選択肢	件数	比率
ア. 寺本駅	114	11.0%
イ. 朝倉駅	306	29.6%
ウ. 古見駅	51	4.9%
エ. 長浦駅	22	2.1%
オ. 日長駅	13	1.3%
カ. 新舞子駅	225	21.7%
キ. 巽ヶ丘駅	86	8.3%
ク. その他の駅	73	7.1%
ケ. 駅を利用しない	123	11.9%
無回答	22	2.1%
計	1,035	100.0%

複数回答による集計除外17名



【駅周辺を徒歩や車いすなどで移動する際に不便に思うこと】

・「特に不便はない」が 34.8%と最も多くなっていますが、「通路がせまい」や「デコボコや段差がある」、「バス停やタクシー乗り場・一般車乗降場までの通路に屋根がない」、「ベンチ等の休憩施設が少ない」も多くなっています。



【介助が必要な方が駅周辺を徒歩や車いすなどで移動する際に不便に思うこと】

・介助が必要な方は「デコボコや段差がある」が41.5%と最も多く、「バス停やタクシー乗り場・一般車乗降場までの通路に屋根がない」、「ベンチ等の休憩施設が少ない」や「通路がせまい」、「自動車での送迎時に車いすなどを降ろすスペースが少ない」も多くなっています。

介助が必要 118人

選択肢		件数	0%	20%	40%	60%
歩道の路面	1. 通路がせまい	34	28.8%			
	2. 路面が滑りやすい	6	5.1%			
	3. デコボコや段差がある	49	41.5%			
	4. スロープの傾斜がきつい	11	9.3%			
案内表示の周辺施設	5. 案内表示がない・見にくい	22	18.6%			
	6. 音声案内がない・少ない	12	10.2%			
	7. 点字案内、点字ブロックがない・少ない	5	4.2%			
移動経路の周辺施設	8. ベンチ等の休憩施設が少ない	35	29.7%			
	9. バス停やタクシー乗り場・一般車乗降場までの通路に屋根がない	45	38.1%			
の自動車送迎時	10. 自動車での送迎時に車いすなどを降ろすスペースが少ない	34	28.8%			
	11. 一般車乗降場の車道と歩道の段差が大きく、スロープがない	23	19.5%			
その他	12. 特に不便はない	25	21.2%			
	13. その他	19	16.1%			
無回答		5	4.2%			
計		325	複数回答あり			

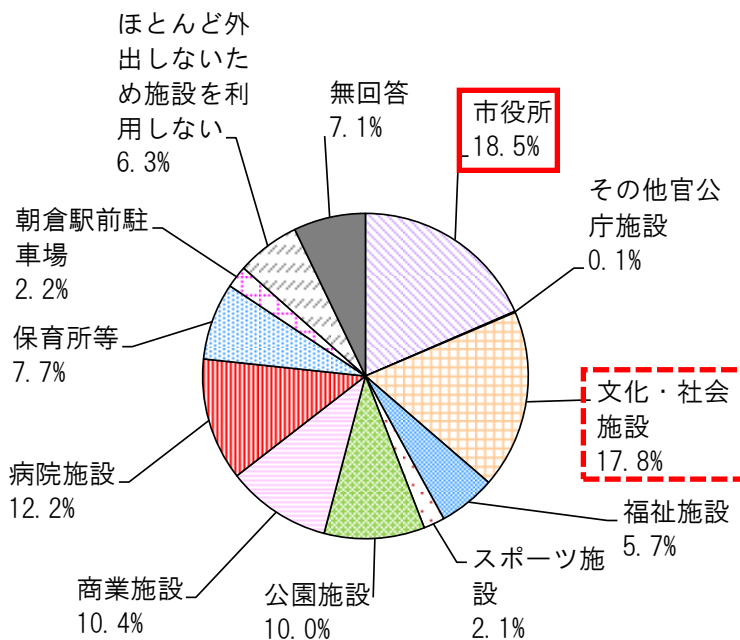
(ウ) 最もよく利用する施設及びその周辺について

【最もよく利用する市内の施設】

・「市役所」が18.5%と最も多く、次いで「文化・社会施設」が多くなっています。

選択肢	件数	比率
7. 市役所	176	18.5%
イ. その他官公庁施設	1	0.1%
ウ. 文化・社会施設	169	17.8%
エ. 福祉施設	54	5.7%
オ. スポーツ施設	20	2.1%
カ. 公園施設	95	10.0%
キ. 商業施設	99	10.4%
ク. 病院施設	116	12.2%
ケ. 保育所等	73	7.7%
コ. 朝倉駅前駐車場	21	2.2%
サ. ほとんど外出しないため施設を利用しない	60	6.3%
無回答	68	7.1%
計	952	100.0%

複数回答による集計除外100名



【施設及びその周辺を徒歩や車いすなどで移動する際に不便に思うこと】

・「特に不便はない」が46.4%と最も多く、次いで「トイレが使いづらい・多目的トイレの数が少ない」、「施設までや、施設内の通路がせまい」が多くなっています。

主に利用する施設を一つ回答 824人

移動経路	選択肢	件数	比率
移動経路の周辺施設	1. 施設までや、施設内の通路がせまい	78	9.5%
	2. エレベーターやエスカレーター、スロープがない	66	8.0%
施設内や表示の周辺	3. 案内表示がない・見にくい	74	9.0%
	4. 音声案内がない・少ない	32	3.9%
	5. 点字案内、点字ブロックがない・連続していない	16	1.9%
施設整備	6. ベンチ等の休憩施設が少ない	74	9.0%
	7. トイレが使いづらい・多目的トイレの数が少ない	122	14.8%
	8. 施設の入出口付近に身体障害者用の駐車場がない	33	4.0%
その他	9. 特に不便はない	382	46.4%
	10. その他	88	10.7%
	無回答	149	18.1%
計		1,114	複数回答あり

【介助が必要な方が施設及びその周辺を徒歩や車いすなどで移動する際に不便に思うこと】

・介助が必要な方は「特に不便はない」が 29.6%と最も多く、次いで「トイレが使いづらい・多目的トイレの数が少ない」、「施設までや、施設内の通路がせまい」が多くなっています。

介助が必要 125人

選択肢		件数	0%	20%	40%	60%
移動経路の周辺施設や	1. 施設までや、施設内の通路がせまい	16	12.8%			
	2. エレベーターやエスカレーター、スロープがない	12	9.6%			
案内や表示の周辺施設	3. 案内表示がない・見にくい	7	5.6%			
	4. 音声案内がない・少ない	7	5.6%			
	5. 点字案内、点字ブロックがない・連続していない	5	4.0%			
施設整備	6. ベンチ等の休憩施設が少ない	15	12.0%			
	7. トイレが使いづらい・多目的トイレの数が少ない	24	19.2%			
	8. 施設の入出口付近に身体障害者用の駐車場がない	12	9.6%			
その他	9. 特に不便はない	37	29.6%			
	10. その他	18	14.4%			
無回答		25	20.0%			
計		178	複数回答あり			

(I) 主な自由記述意見について

視点	主な意見
歩道の路面	<ul style="list-style-type: none">・駅周辺路面に凹凸や段差がある・車道から歩道に上がる所の傾斜のきつい所がある・道に凹凸があり、ベビーカーが押しづらい
施設や周辺の案内表示	<ul style="list-style-type: none">・目が見えないため、エレベーターのどのボタンが上・下なのか、また、どの位置にボタンがあるのか分かりにくい・地図や標識、案内表示に関しては、色弱の人に対する色の配慮を考えてほしい(カラーユニバーサルデザイン)・案内表示がないため、設置するなら分かりやすい“デザイン化”されたものが良い・大きな文字が見やすいので、文字を大きくしてほしい・バス乗り場への案内表示が分かりづらく、鉄道を利用して来る友人に説明しづらい
施設や周辺の移動経路	<ul style="list-style-type: none">・傘をささなくてもバスに乗り降りできるようにしてほしい・夏の太陽が出ている時でも休憩できるよう、ベンチにも屋根がほしい・朝倉駅周辺についても休憩ができる場所がほしい・雨の日に子どもと一緒に移動するとき、傘をさすと大変なので、屋根がほしい
自動車での送迎時	<ul style="list-style-type: none">・母を車に乗せたり、降ろしたりしたときに、歩道と車道の段差が大きいので大変・自動車での送迎時に車いすなどを降ろすスペースが少ない
施設整備	<ul style="list-style-type: none">・朝倉駅前駐車場への通路が狭いため、荷物が多い時通りづらい・駐車場の車間スペースが狭く、小さい子やお年寄りの乗り降りがしにくい

3 現地調査

(1) 駅前ロータリー

駅前ロータリーにおいては、歩道の路面の凹凸や横断歩道の端部の段差、一般車乗降場の段差が大きいなどの問題点があります。

また、朝倉駅前駐車場においては、通路の幅が狭いなどの問題点もあります。

駅前ロータリーの現地調査

【朝倉駅前駐車場】

・通路の幅が狭く、車いすで通行しにくい



【駅前ロータリー(その他)】

- ・(歩道の)路面の凹凸が危ない
- ・樹木の根上がりにより、歩道の舗装が壊れている
- ・横断歩道の端部の段差が大きい



【駅前ロータリー(一般車乗降場)】

- ・乗降場の段差が大きい
- ・段差が大きく、車いすを車から降ろして持ち上げようと思うと大変
- ・車が来ないか心配なので、車いすなどを降ろすスペースがほしい



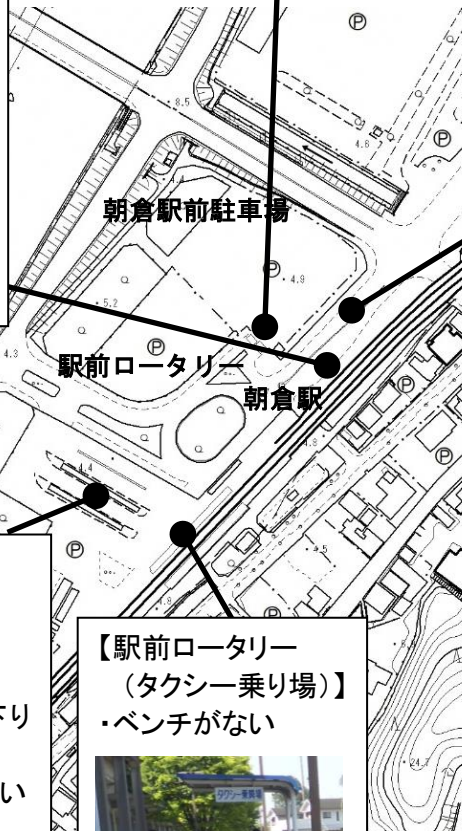
【駅前ロータリー(タクシー乗り場)】

・ベンチがない



【駅前ロータリー(バス乗降場所)】

- ・乗り場への擦り付けが急勾配
- スロープがある場所でも急勾配
- 介助者がいても上るのは大変
- 車いすで介助者がいないと、下るのは困難
- ・音響なし、視覚障がい者が渡れない



(2) その他の主要な経路

生活関連経路の候補となる主要な経路のうち、都市計画道路として整備されている大田朝倉線においては大きな問題点はないものの、その他の主要な経路においては、歩道の路面の凹凸や横断歩道の端部の段差、視覚障がい者誘導用ブロックが一部途切れているなどの問題点があります。

主要な経路の現地調査

【市道緑町2号線(仮称)】

- ・(歩道の)路面に凹凸がある
- ・横断歩道の端部の段差が大きい
- ・視覚障がい者誘導用ブロックが一部途切れている



【市道 10114 号線～10115 号線】

- ・(歩道の)路面に凹凸がある
- ・横断歩道の端部の段差が大きい
- ・網目の大きなグレーチング(道路の側溝の蓋)がある
- ・視覚障がい者誘導用ブロックが一部途切れている



4 重点整備地区の問題点

ここまでの整理結果をバリアフリーに関する 5 つの視点（歩道の路面、施設や周辺の案内表示、施設や周辺の移動経路、自動車での送迎時、施設整備）に分類し、問題点をまとめます。

(1) 歩道の路面について

調査	問題点
アンケート調査	・凹凸や段差がある
アンケート調査 自由記述意見	・駅周辺路面に凹凸や段差がある ・車道から歩道に上がる所の傾斜のきつい所がある ・道に凹凸があり、ベビーカーが押しづらい
ヒアリング調査	・スロープが急であったり、高さや凹凸があり、車いすが大変 ・歩道は凹凸をなくしたり、滑りにくく、勾配のないものにする必要がある
現地調査	・（歩道の）路面の凹凸が危ない ・樹木の根上がりにより、歩道の舗装が壊れている ・横断歩道の端部に段差が大きい ・網目の大きなグレーチング（道路の側溝の蓋）がある



問題点の まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の路面に凹凸がある ・横断歩道の端部の段差が大きい ・網目の大きなグレーチング（道路の側溝の蓋）がある
-------------	--

(2) 施設や周辺の案内表示について

調査	問題点
アンケート調査	・案内表示がない、見にくい
アンケート調査 自由記述意見	<ul style="list-style-type: none"> ・目が見えないため、エレベーターのどのボタンが上・下なのか、また、どの位置にボタンがあるのか分かりにくい ・地図や標識、案内表示に関しては、色弱の人に対する色の配慮を考えてほしい(カラーユニバーサルデザイン) ・案内表示がないため、設置するなら分かりやすい“デザイン化”されたものが良い ・大きな文字が見やすいので、文字を大きくしてほしい ・バス乗り場への案内表示が分かりづらく、鉄道を利用して来る友人に説明しづらい
ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者にはどのバスが来ているのか分かりづらい ・点字ブロックは、車いす使用者にとっては通りづらいが、視覚障がい者にとっては必要なもの ・障がい者が一人でも避難できるように、情報発信などの工夫が必要 ・災害時でも視覚情報で分かるようなものがほしい ・災害発生時、ランプなどで分かるようにしてほしい ・知多市役所内の案内を分かりやすくしてほしい ・生活の場や駅、建物などに色やマークで区別したサインがほしい
現地調査	・視覚障がい者誘導用ブロックが一部途切れている



問題点の まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・標識や案内設備が判読できない方がいる ・視覚障がい者誘導用ブロックが一部途切れている ・災害時の対応など、視覚障がい者、聴覚障がい者が情報を得る手段が整っていない
-------------	--

(3) 施設や周辺の移動経路について

調査	問題点
アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチ等の休憩施設が少ない ・バス停やタクシー乗り場・一般車乗降場までの通路に屋根がない
アンケート調査 自由記述意見	<ul style="list-style-type: none"> ・傘をささなくてもバスに乗り降りできるようにしてほしい ・夏の太陽が出ている時でも休憩できるよう、ベンチにも屋根がほしい ・朝倉駅周辺についても休憩ができる場所がほしい ・雨の日に子どもと一緒に移動するとき、傘をさすと大変なので、屋根がほしい
ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停を簡単な小屋にしたり、バス停までの経路に屋根がほしい ・タクシー乗り場までの経路の改善や屋根がほしい ・駅のすぐ近くに、公園スペースやベンチなど、休憩スペースがほしい ・駐車場とは別に送迎車が待つスペースや、屋根がほしい ・待ちスペースや雨に濡れない経路が必要 ・ひさしやベンチがほしい ・タクシー乗り場にベンチがない ・リフトバスの乗降をするスペースがない



問題点の まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・バス乗り場やタクシー乗り場、駐車場から駅への動線にベンチや屋根がない ・リフトバスの乗降スペースがない ・雨や日差しを避けられる屋根や、休憩できるベンチがない
-------------	--

(4) 自動車での送迎時について

調査	問題点
アンケート調査	・自動車での送迎時に車いすなどを降ろすスペースが少ない
アンケート調査 自由記述意見	・母を車に乗せたり、降ろしたりした時に、歩道と車道の段差が大きくて大変 ・自動車での送迎時に車いすなどを降ろすスペースが少ない
ヒアリング調査	・車いすなどが利用できるスペースがほしい ・道路と歩道の間で切り下げがないため改善が必要 ・ベビーカーを降ろす場所もなく、段差もあるため困難
現地調査	・乗降場所の段差が大きい ・降車場がセミフラットでない ・段差が大きく、車いすを車から降ろして持ち上げようと思うと大変 ・車が来ないか心配なので、車いすなどを降ろすスペースがほしい



問題点の まとめ	・車いすやベビーカーなどで安全・安心に利用できる乗降スペースがない ・車道と歩道の間段差が大きい
-------------	---

(5) 施設整備について

調査	問題点
アンケート調査	・トイレが使いづらい・多目的トイレの数が少ない ・施設までや、施設内の通路が狭い
アンケート調査 自由記述意見	・朝倉駅前駐車場への通路が狭いため、荷物が多いとき通りづらい ・駐車場の車間スペースが狭く、小さい子やお年寄りの乗り降りがしにくい
ヒアリング調査	・駐車場から駅までの行きやすさが大切 ・大人でも利用できるおむつ台がほしい
現地調査	・(駐車場について)通路の幅が車いすでギリギリ



問題点の まとめ	・トイレが使いづらい ・介護で必要な大人でも利用できるおむつ台の整備がされていない ・施設までや、施設内の通路が狭い ・駐車場の車間スペースが狭く、小さい子やお年寄りの乗り降りがしにくい ・(駐車場について)車いす使用者などが利用するのに、通路の幅などが配慮されていない
-------------	---

第5章 重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針

重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針は、バリアフリー法第 25 条で明示すべき事項として定められており、関連計画や公共交通機関の利用状況などを踏まえ、どのような方針で整備していくのか基本的な考え方を示すものです。

重点整備地区として選定した朝倉駅周辺地区は、朝倉駅周辺整備基本構想で市役所や図書館、商業施設、宿泊施設などの整備が予定され、今後多くの高齢者や障がい者、子ども連れの方などの利用が想定されます。市の玄関口にふさわしいにぎわい・交流拠点づくりを進め、全ての人が安全・安心して快適に移動できる環境を整備するため、以下の基本理念を定めます。

重点整備地区「朝倉駅周辺地区」の移動等円滑化の基本理念 全ての人にやさしい 交流が盛んな知多市の玄関口

この基本理念に基づき、以下のとおり基本方針を定めます。

基本方針 1 安全・安心な移動経路の整備

高齢者や障がい者、子ども連れの方など全ての方が、快適に公共交通機関や施設を利用できるようにするため、安全・安心な道路や駅前ロータリーのバリアフリー化を推進します。

(出典：知多市都市計画マスタープラン、朝倉駅周辺整備基本構想)

基本方針 2 人にやさしい、誰もが快適に過ごせる施設の整備

朝倉駅周辺地区を知多市の玄関口にふさわしいにぎわいの交流拠点とするため、市役所や図書館、商業施設、宿泊施設などの整備に当たって、誰もが快適に過ごせるようバリアフリー化を推進します。

(出典：知多市都市計画マスタープラン、第 3 次知多市障がい者計画、朝倉駅周辺整備基本構想)

基本方針 3 心のバリアフリーや情報のバリアフリーの推進

市民が、高齢者や障がい者、子ども連れの方などに対して優しさや思いやりをもって接することができるよう、福祉教育の充実や啓発広報活動により、「心のバリアフリー」を推進します。

また、全ての人を受け取りやすい福祉情報の提供により、「情報のバリアフリー」を推進します。
(出典：知多市人にやさしい街づくり計画、第 3 次地域福祉計画、第 3 次知多市障がい者計画、バリアフリー法第 5 条)

基本方針 4 連携による継続的・段階的なバリアフリーの推進

市民、コミュニティ、民間企業、NPOなどと行政が連携し、バリアフリー化を推進します。また、継続的・段階的な改善(スパイラルアップ)を行います。

(出典：第 3 次地域福祉計画、第 3 次知多市障がい者計画、バリアフリー法第 5 条)

第6章 生活関連施設、生活関連経路、重点整備地区の区域の設定

1 生活関連施設の設定

知多市バリアフリー基本構想における生活関連施設は、以下のように定義しています。

知多市バリアフリー基本構想における生活関連施設の定義

鉄道駅などの旅客施設やその周辺(駅から概ね半径 1km 圏内)に立地する、官公庁施設、福祉施設、病院、文化・社会施設、商業施設、公園などで、多くの高齢者や障がい者、子ども連れの方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設

朝倉駅周辺地区には、市役所を始めとする官公庁施設や、文化・社会施設、スポーツ施設などの公共公益的施設が集積しており、多くの利用者が訪れています。このような地域特性(特有の地理的条件)に配慮し、生活関連施設の設定基準を以下のとおりとします。

生活関連施設の設定基準

- (1) 朝倉駅を中心とした徒歩圏に立地する施設
- (2) 朝倉駅が最寄り駅である施設

これらの基準に基づき、朝倉駅周辺地区の生活関連施設として、以下の7つの区分で設定します。

なお、朝倉駅周辺整備事業で整備する、市役所新庁舎、新図書館のほか、複合商業施設、ホテル、駐車場などの施設についても、生活関連施設として設定します。

生活関連施設

区分	名称	摘要
旅客施設	朝倉駅	1日当たりの平均利用者数が3,000人以上である旅客施設(特定旅客施設)
官公庁施設	市役所(新庁舎を含む。)、知多警察署	多くの高齢者や障がい者、子ども連れの方などが徒歩又は車いすなどにより利用すると考えられる施設
文化・社会施設	勤労文化会館、歴史民俗博物館、新図書館	
商業施設など	複合商業施設、ホテルなどの施設	
路外駐車場	朝倉駅前駐車場(新朝倉駅前駐車場)	
福祉施設	福祉活動センター、市民活動センター・総合ボランティアセンター	
スポーツ施設	メディアス体育館ちた、知多運動公園庭球場、物産フードサイエンス 1969 知多スタジアム	

2 生活関連経路の設定

知多市バリアフリー基本構想における生活関連経路は、以下のように定義しています。

知多市バリアフリー基本構想における生活関連経路の定義

生活関連施設を結び、主に徒歩で移動が行われる主要な経路のうち、重点的にバリアフリー化を図る道路

これに基づき、生活関連経路として、生活関連施設の立地状況や多くの高齢者や障がい者、子ども連れの方などが徒歩又は車いすにより利用する歩行者動線を想定し、朝倉駅周辺地区の主要な経路である以下の6路線を設定します。

生活関連経路

No	路線名(区間)
①	駅前ロータリー
②	市道緑町1号線(仮称)(生活関連経路①と接続)
③	市道緑町2号線(仮称)(生活関連経路④～メディアス体育館ちた)
④	都市計画道路 大田朝倉線(生活関連経路②～歴史民俗博物館)
⑤	市道 10270 号線～10503 号線(生活関連経路①～福祉活動センター)
⑥	市道 10114 号線～10115 号線 (生活関連経路④～物産フードサイエンス 1969 知多スタジアム)

3 重点整備地区の区域の設定

生活関連施設の立地状況や朝倉駅周辺整備事業の位置付け(高齢者や障がい者まで誰もが安心して快適に過ごせるよう、ユニバーサルデザインの空間づくり)から、重点整備地区の区域設定の考え方を以下のとおりとします。

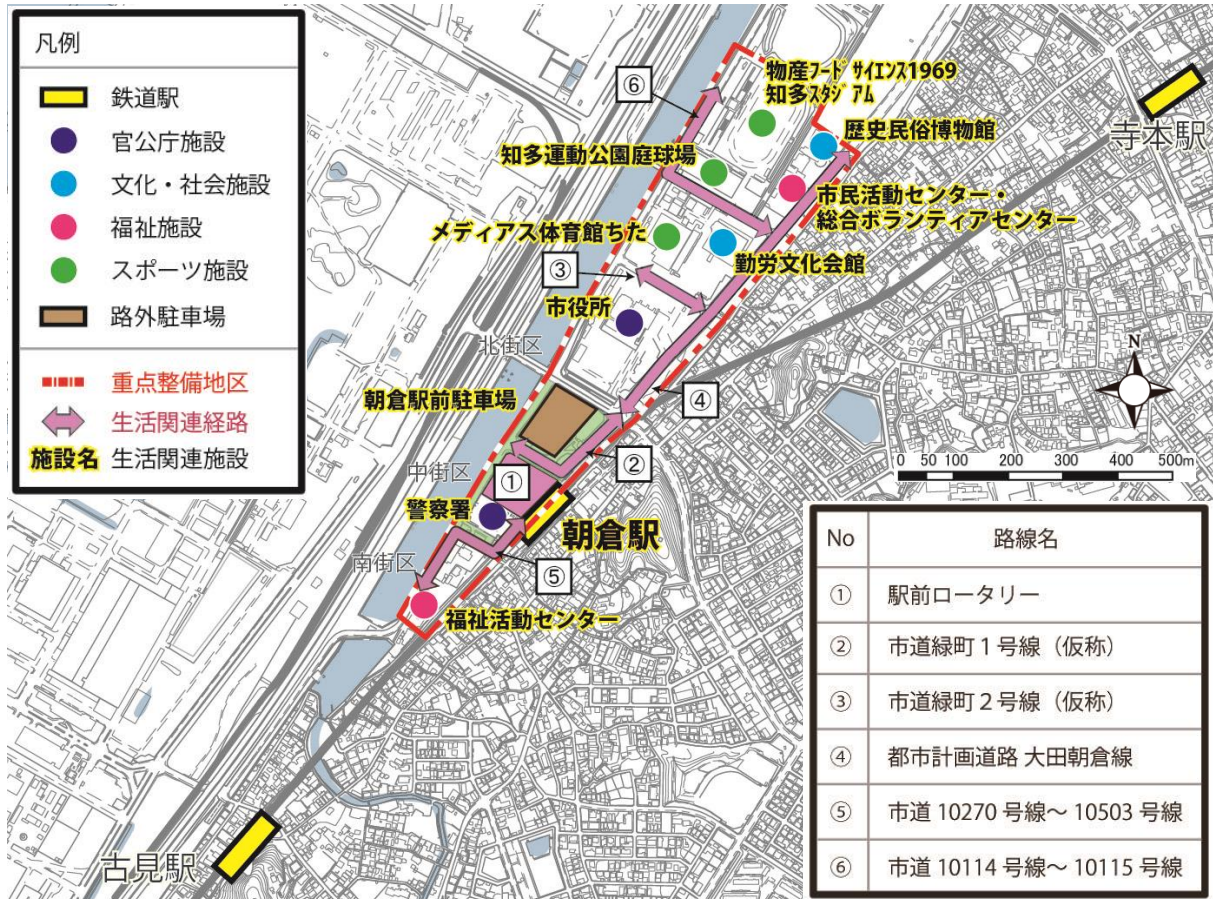
重点整備地区の区域設定の考え方

- 生活関連施設及び生活関連経路を含む範囲とします。
- 朝倉駅周辺整備事業の計画対象地区を含む範囲とします。
- 重点整備地区の境界は、移動等円滑化の促進に関する基本方針に準じ設定します。

【移動等円滑化の促進に関する基本方針の規定】

重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

生活関連施設及び生活関連経路並びに重点整備地区の区域



第7章 移動等円滑化に関する事項

バリアフリー基本構想に定める必要のある項目のうち、移動等円滑化に関する事項について、事業実施の必要性を上位・関連計画から整理するとともに、重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針に基づき、移動等円滑化に関する基本的な考え方として以下に示します。

1 事業実施の必要性

知多市都市計画マスタープラン

朝倉駅周辺地域を、にぎわいの交流拠点として、公共交通の利用者や市民の暮らしを支える商業、文化、行政機能に加え交通結節機能などの集積を図る拠点と位置付けています

朝倉駅周辺整備基本構想

【北街区の整備方針】

快適な憩い
・くつろぎの
空間の創出

- 緑を活かした優れた景観
- ゆとりのある歩行者スペース
(滞留、休憩施設)
- 誰もが快適に過ごせるユニバーサルデザインの空間

【中街区の整備方針】

優れた
回遊性と
滞留空間の
確保

- 誰もが快適に過ごせるユニバーサルデザインの空間
- 安全で快適に移動できる歩行者動線の確保
- 知多市の“顔”にふさわしい景観を演出
- 市民と来訪者がともに楽しみ、憩える広場空間の確保

【南街区の整備方針】

生活利便性の
高い
住環境の創造

- 駅からのスムーズな動線確保（通勤利便性）
- 北街区、中街区への安全安心な動線確保
(買い物等生活利便性)
- 円滑なアクセスの確保
(市内及び産業道路等への移動利便性)

市の玄関口である朝倉駅周辺への多様な来訪者が、安心して回遊できる空間を整備するため、朝倉駅周辺の移動等円滑化に関する事項を定め、事業に取り組む必要があります。

2 移動等円滑化に関する基本的な考え方

重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針に基づき、「1 事業実施の必要性」で示した内容を踏まえ、移動等円滑化に関する基本的な考え方を以下のように定めます。移動等円滑化された既存施設・経路については適切な維持に努め、新設の施設、経路、移動等円滑化されていない経路については第8章で整理する特定事業に位置付け、移動等円滑化を図ります。

生活関連施設の移動等円滑化に関する基本的な考え方

区分	名称	基本的な考え方
旅客施設	朝倉駅	移動等円滑化された経路などを適切に維持します
官公庁施設	市役所	特定事業に位置付け移動等円滑化を図ります（新庁舎）
	知多警察署	移動等円滑化された経路などを適切に維持します
文化・社会施設	勤労文化会館	建築物移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動等円滑化された経路などを適切に維持します
	歴史民俗博物館	
	新図書館	特定事業に位置付け移動等円滑化を図ります
商業施設など	複合商業施設、ホテルなどの施設	特定事業に位置付け移動等円滑化を図ります
路外駐車場	朝倉駅前駐車場	特定事業に位置付け移動等円滑化を図ります（新朝倉駅前駐車場）
福祉施設	福祉活動センター	建築物移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動等円滑化された経路などを適切に維持します
	市民活動センター	
	・総合ボランティアセンター	
スポーツ施設	メディアス体育館ちた	建築物移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動等円滑化された経路などを適切に維持します
	知多運動公園庭球場	
	物産フードサイエンス 1969 知多スタジアム	

生活関連経路の移動等円滑化に関する基本的な考え方

No	路線名	基本的な考え方
①	駅前ロータリー	その他事業（※）に位置付け移動等円滑化を図ります
②	市道緑町1号線（仮称）	特定事業に位置付け移動等円滑化を図ります
③	市道緑町2号線（仮称）	特定事業に位置付け移動等円滑化を図ります
④	都市計画道路 大田朝倉線	移動等円滑化された経路などを適切に維持します
⑤	市道 10270 号線～10503 号線	移動等円滑化された経路などを適切に維持します
⑥	市道 10114 号線～10115 号線	特定事業に位置付け移動等円滑化を図ります

※その他事業…生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化事業のうち特定事業に該当しないもの

第8章 実施すべき特定事業その他事業に関する事項

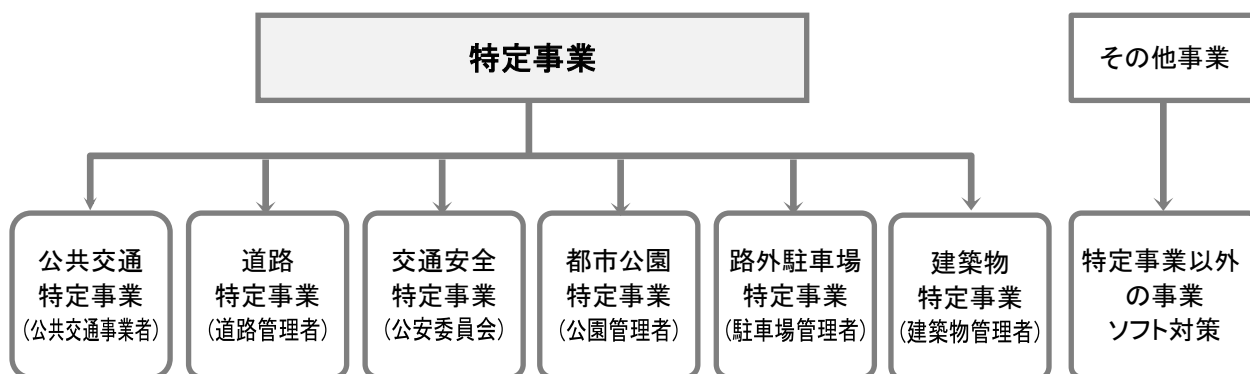
1 特定事業について

特定事業とは、バリアフリー基本構想における生活関連施設、生活関連経路のバリアフリー化を具体化するものです。

また、その他事業としては、生活関連経路を構成する特定事業以外の事業やソフト対策が挙げられます。

バリアフリー法(第2条)で定める6つの特定事業は、以下のとおりです。

バリアフリー法で定める特定事業の種類



※かつこ内は各特定事業の実施主体と想定される者

2 整備目標について

バリアフリー法では、特定事業について事業の着手予定時期、実施予定期間について可能な限り記載することとされています。本市の各種計画に実施時期が示されているものについて、優先的に整備目標を定めます。

また、朝倉駅周辺地区においては新設される施設や道路が多くなっていますが、これらが整備されるまでの間は、既存施設の移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動等円滑化された経路などを適切に維持することとします。

実施すべき特定事業の街区イメージ

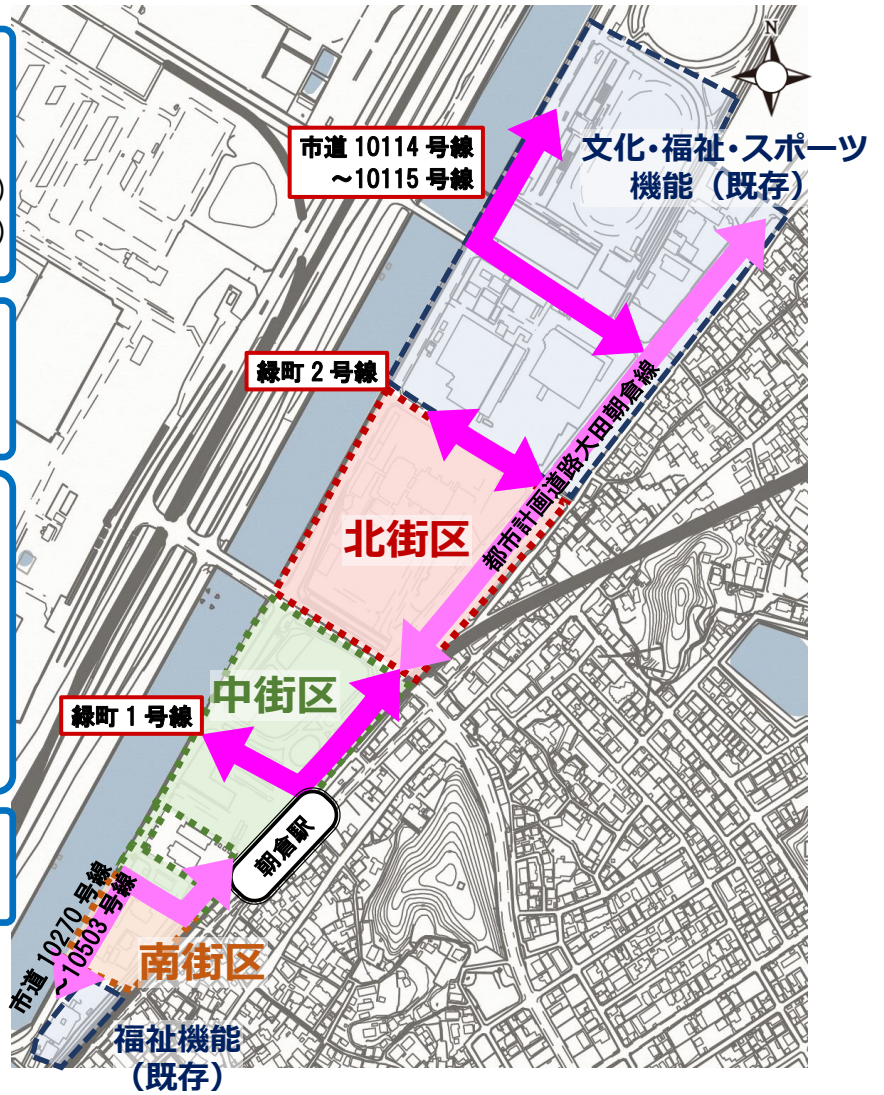
- (1) 道路特定事業
- 市道 10114 号線
～10115 号線
 - 北街区** ○市道緑町 2 号線(仮称)
 - 中街区** ○市道緑町 1 号線(仮称)

- (2) 路外駐車場特定事業
- 中街区** ●朝倉駅前駐車場
(新朝倉駅前駐車場)

- (3) 建築物特定事業
- 北街区** ○新図書館
(子育て支援施設併設)
 - 複合商業施設
 - 中街区** ○市役所(新庁舎)
 - 商業施設
 - ホテル

- (4) その他事業
- 中街区** ○駅前ロータリー

○は公共施設、●は民間施設



3 実施すべき特定事業その他事業

朝倉駅周辺地区においては、以下の特定事業やその他事業を実施し、「全ての人にやさしい交流が盛んな知多市の玄関口」を目指します。

(1) 道路特定事業

問題点	移動等円滑化に向けた取組	対象経路
<ul style="list-style-type: none"> 歩道の路面に凹凸がある 横断歩道の端部の段差が大きい 視覚障がい者誘導用ブロックが一部途切れている 	<ul style="list-style-type: none"> ◆歩道の凹凸や端部の段差解消 ◆歩道のセミフラット化 ◆視覚障がい者誘導用ブロックの連続的な整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活関連経路② 市道緑町1号線(仮称) ●生活関連経路③ 市道緑町2号線(仮称) ●生活関連経路⑥ 市道10114号線～10115号線
<ul style="list-style-type: none"> 網目の大きなグレーチング(道路の側溝の蓋)がある 	<ul style="list-style-type: none"> ◆網目の小さなグレーチングへの改良 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活関連経路⑥ 市道10114号線～10115号線

(2) 路外駐車場特定事業

問題点	移動等円滑化に向けた取組	対象路外駐車場
<ul style="list-style-type: none"> 駐車場の車間スペースが狭く、小さい子やお年寄りの乗り降りがしにくい 車いす使用者などが利用するのに、通路の幅などが配慮されていない 	<ul style="list-style-type: none"> ◆移動に制約のある方が優先的に利用できる駐車マスをできる限り駅の近くに設置 ◆駐車マスから出入口へのバリアフリーな移動経路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●朝倉駅前駐車場(新朝倉駅前駐車場)

(3) 建築物特定事業

問題点	移動等円滑化に向けた取組	対象建築物
<ul style="list-style-type: none"> ・標識や案内設備が判読できない方がいる ・視覚障がい者誘導用ブロックが一部途切れている ・雨や日差しを避けられる屋根や、休憩できるベンチがない ・トイレが使いづらい ・介護で必要な大人でも利用できるおむつ台の整備がされていない ・施設までや、施設内の通路が狭い ・(駐車場について)車いす利用者などが利用するのに、通路の幅などが配慮されていない 	<ul style="list-style-type: none"> ◆分かりやすく見やすいサインや、快適な移動を促進する多様な手段による案内設備の充実、整備の推進 ◆視覚障がい者誘導用ブロックの連続的な整備 ◆できる限り快適な移動ができるよう、屋根のある休憩スペースの確保 ◆使いやすい多目的トイレの整備 ◆車いすやベビーカーと人がすれ違うことのできる廊下幅の確保 ◆駐車マスから出入口へのバリアフリーな移動経路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所 (新庁舎) ●新図書館 (子育て支援施設併設) ●複合商業施設、ホテルなどの施設

(4) その他事業(ハード対策)

問題点	移動等円滑化に向けた取組	対象施設
<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の路面に凹凸がある ・横断歩道の端部の段差が大きい ・標識や案内設備が判読できない方がいる ・視覚障がい者誘導用ブロックが一部途切れている ・災害時の対応など、視覚障がい者、聴覚障がい者が情報を得る手段が整っていない ・バス乗り場やタクシー乗り場、駐車場から駅への動線にベンチや屋根がない ・リフトバスの乗降スペースがない ・車いすやベビーカー等で安全・安心に利用できる乗降スペースがない ・車道と歩道との段差が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ◆歩道の凹凸や端部の段差解消 ◆歩道のセミフラット化 ◆分かりやすく、見やすいサインや、快適な移動を促進する多様な手段による案内設備の充実、整備の推進 ◆視覚障がい者誘導用ブロックの連続的な整備 ◆視覚障がい者・聴覚障がい者に対する安全な誘導策の検討 ◆バスやタクシー、車の乗降場所から駅への屋根の設置や、ベンチなどの休憩場所の整備 ◆リフトバスの乗降ができる空間の確保 ◆車いすやベビーカー等使用者が安全・安心で快適に移動できるよう、段差の解消や広い乗降スペースの確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活関連経路① 駅前ロータリー

(5) その他事業(ソフト対策)

事業種別		バリアフリーに向けた取組	出典
心のバリアフリー	啓発広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報ちたやホームページなどを使用した障がいについての啓発の実施 ◆ユニバーサルマナー(※)の普及に向けた啓発 ◆福祉フェスティバルの開催 ◆広報ちたやホームページなどを使用した子ども条例の周知による意識啓発と、「子育てきらきら通信」、子育て支援ガイドブック「はっぴい」などによる子育てに関する情報の発信 ◆高齢者向けの講演会や出前講座を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次知多市地域福祉計画 ・第3次知多市障がい者計画 ・知多市子ども・子育て支援事業計画 ・知多市高齢者保健福祉計画第7次改訂
	福祉に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校における福祉教育の充実 ◆生涯学習における福祉学習の推進 ◆コミュニティにおける福祉活動への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次知多市地域福祉計画 ・第3次知多市障がい者計画
情報のバリアフリー	情報収集、提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆障がいのある方のニーズなどの情報収集と共有化 ◆利用可能な福祉サービスや諸手続などに関する情報の提供窓口の充実 ◆広報ちたなどによる福祉サービスに関する情報提供の推進 ◆点訳、朗読、手話、要約筆記などの人材育成を推進 ◆高齢者やその家族による主体的なサービス選択ができる環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次知多市地域福祉計画 ・第3次知多市障がい者計画 ・知多市高齢者保健福祉計画第7次改訂

※ユニバーサルマナー…障がい者や高齢者など、自分とは違う誰かのことを思いやり、適切な知識を持って、適切なサポートをするという行動で、すべての人がマナーとして身に付けているのが望ましいとされています。
(例として、車いす用駐車施設、障がい者用トイレ等を真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対してサインの設置をすることなどがああります。)

道路特定事業

▼生活関連経路⑥

北街区 ▼生活関連経路③

中街区 ▼生活関連経路②

- ◆歩道の凹凸や端部の段差解消
- ◆歩道のセミフラット化（生活関連経路②、生活関連経路③）
- ◆視覚障がい者誘導用ブロックの連続的な整備
- ◆網目の小さなグレーチングへの改良（生活関連経路⑥）

路外駐車場特定事業

中街区 ▼朝倉駅前駐車場
(新朝倉駅前駐車場)

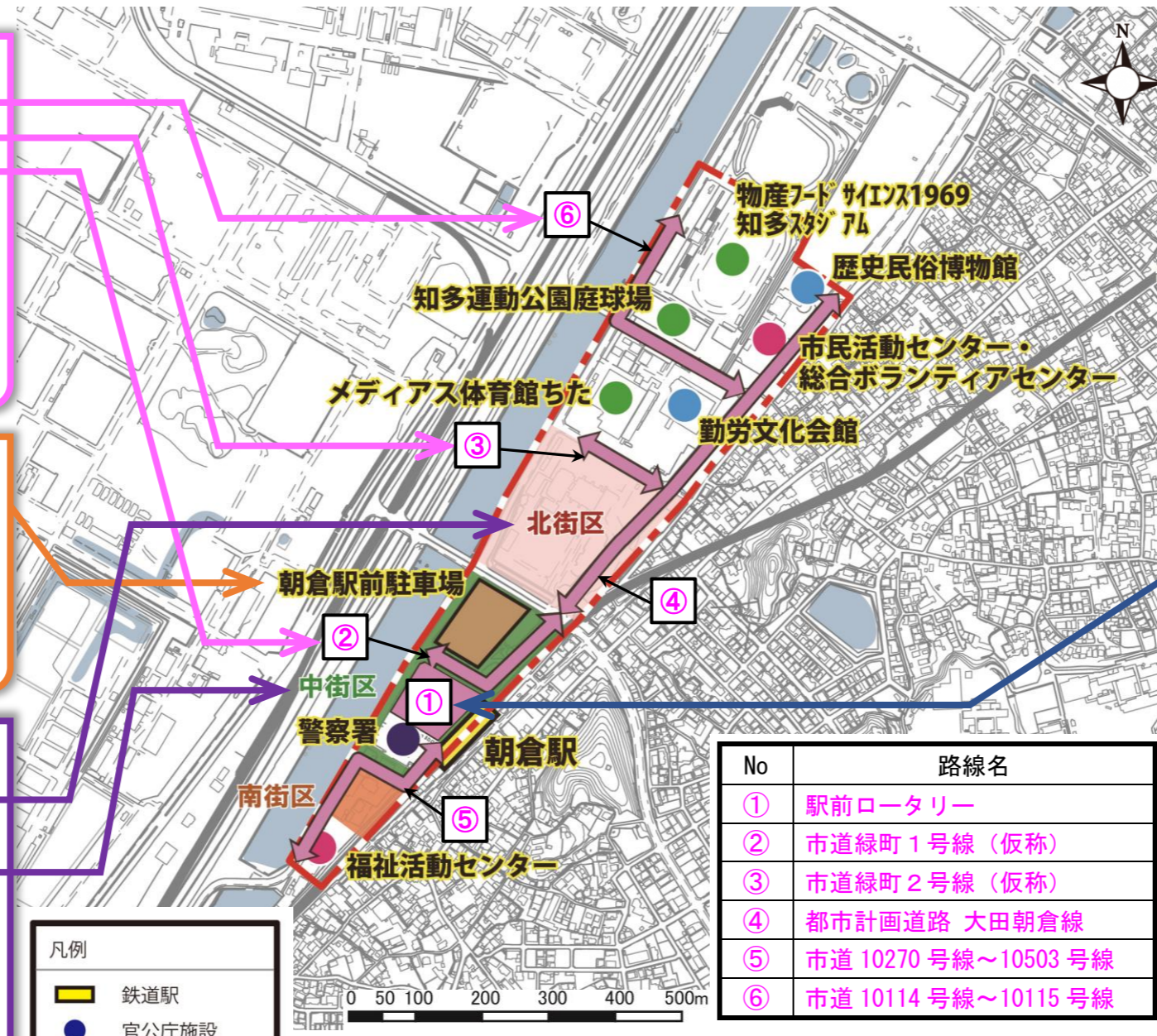
- ◆移動に制約のある方が優先的に利用できる駐車マスをできる限り駅の近くに設置
- ◆駐車マスから出入口へのバリアフリーな移動経路の整備

建築物等特定事業

北街区 ▼新図書館(子育て支援施設併設)
▼複合商業施設

中街区 ▼市役所(新庁舎)
▼商業施設、ホテル

- ◆分かりやすく見やすいサインや、快適な移動を促進する多様な手段による案内設備の充実、整備の推進
- ◆視覚障がい者誘導用ブロックの連続的な整備
- ◆できる限り快適な移動ができるよう、屋根のある休憩スペースの確保
- ◆使いやすい多目的トイレの整備
- ◆車いすやベビーカーと人がすれ違うことのできる廊下幅の確保
- ◆駐車マスから出入口へのバリアフリーな移動経路の整備



凡例

	鉄道駅
	官公庁施設
	文化・社会施設
	福祉施設
	スポーツ施設
	路外駐車場
	重点整備地区
	生活関連経路
	施設名 生活関連施設

No	路線名
①	駅前ロータリー
②	市道緑町1号線(仮称)
③	市道緑町2号線(仮称)
④	都市計画道路 大田朝倉線
⑤	市道10270号線~10503号線
⑥	市道10114号線~10115号線

その他事業(ハード対策)

中街区 ▼駅前ロータリー(生活関連経路①)

- ◆歩道の凹凸や端部の段差解消
- ◆歩道のセミフラット化
- ◆分かりやすく、見やすいサインや、快適な移動を促進する多様な手段による案内設備の充実、整備の推進
- ◆視覚障がい者誘導用ブロックの連続的な整備
- ◆視覚障がい者・聴覚障がい者に対する安全な誘導策の検討
- ◆バスやタクシー、車の乗降場所から駅への屋根の設置や、ベンチなどの休憩場所の整備
- ◆リフトバスの乗降ができる空間の確保
- ◆車いすやベビーカーなどの使用者が安全・安心して快適に移動できるよう、段差の解消や広い乗降スペースの確保

その他事業(ソフト対策)

▼心のバリアフリー

- ・啓発広報活動の推進
- ・福祉に関する教育の推進

▼情報のバリアフリー

- ・情報収集、提供の充実

◆生活関連施設のうち路外駐車場特定事業及び建築物特定事業に記載されていない施設や、生活関連経路④⑤については、移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動等円滑化された経路などを適切に維持

4 事業の実施主体及び整備目標

特定事業やその他事業について、実施主体や整備目標を明確にし、バリアフリー化を推進します。

事業の実施主体及び整備目標

●:公募 ○:設計 ⇒:工事・実施 □:完了予定

事業区分	対象経路・施設など		実施主体	整備目標 ※()内:年度
				令和元年度 → 5年度 → 10年度～
道路 特定事業	生活関連経路② 市道緑町1号線(仮称)		知多市	○ ⇒ □ (R1) (R3)
	生活関連経路③ 市道緑町2号線(仮称)		知多市	○ ⇒ □ (R4) (R5)
	生活関連経路⑥ 市道10114号線～10115号線		知多市	⇒ (R10以降)
路外駐車場 特定事業	朝倉駅前駐車場 (新朝倉駅前駐車場)		施設 管理者	● ○ ⇒ □ (R2) (R5)
建築物 特定事業	市役所 (新庁舎)		知多市	● ○ ⇒ □ (R2) (R5)
	新図書館 (子育て支援施設併設)		知多市	● ○ ⇒ ⇒ □ (R2) (R7)
	複合商業施設、ホテルなどの 施設		施設 管理者	● ○ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ □ (R2) (R9) <u>施設によりスケジュールが異なっ てくる可能性があります、令和 9年度末までに全ての施設の整 備完了を目指します</u>
その他事業 (ハード対策)	生活関連経路① 駅前ロータリー		知多市	○ ⇒ ⇒ □ (R1) (R4)
その他事業 (ソフト対策)	心の バリアフリー	啓発広報活動 の推進	知多市 ・ 社会福祉 協議会	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ (継続実施)
		福祉に関する 教育の推進	知多市 ・ 社会福祉 協議会	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ (継続実施)
	情報の バリアフリー	情報収集、 提供の充実	知多市 ・ 社会福祉 協議会	⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ (継続実施)

※生活関連施設のうち路外駐車場特定事業及び建築物特定事業に記載されていない施設や、生活関連経路④⑤については、移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動等円滑化された経路などを適切に維持します。

第9章 今後の取組と推進体制

バリアフリー法では、基本構想に示した特定事業については、特定事業計画を作成し、これに基づいて事業を実施することとされています。

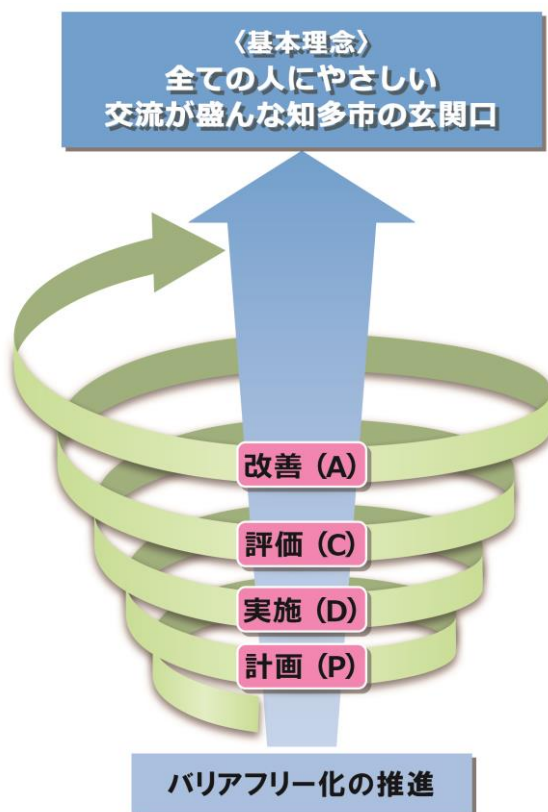
朝倉駅周辺地区においては、知多市バリアフリー基本構想で実施すべきと定めた特定事業等について、特定事業計画を作成し、事業の実施主体が各事業を推進します。

作成した特定事業計画については、各実施主体が情報交換を行い、連携して計画の立案（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）を繰り返すPDCAサイクルによる継続的・段階的な改善（スパイラルアップ）を図っていきます。

また、心のバリアフリー、情報のバリアフリーに取り組むことにより、全ての人にやさしいまちづくりを目指します。

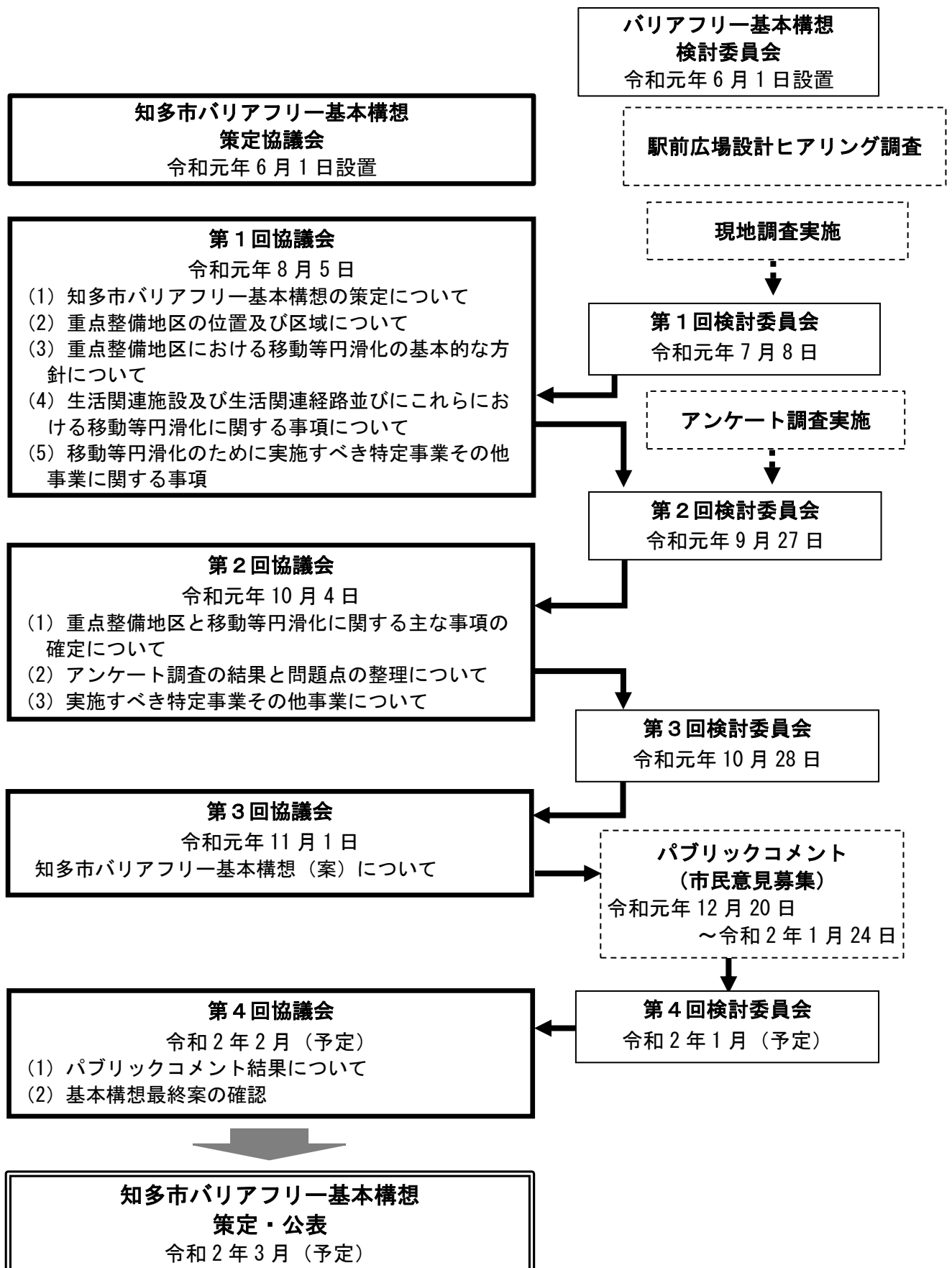
更に、重点整備地区以外の地区においても地域の拠点としての役割を担っており、バリアフリー化が必要な地区があることから、重点整備地区のバリアフリー化の進捗状況や社会状況の変化、地域の実情を踏まえつつ、段階的なバリアフリー化の推進を検討します。市全域においても上位計画などで掲げたまちの将来像の実現に向け、適宜バリアフリー化を推進します。

PDCAサイクルによるスパイラルアップのイメージ



参考資料

参考Ⅰ 策定経過



参考 2 知多市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。）第26条第1項の規定に基づき、知多市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、知多市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、基本構想の策定に関し、必要な事項について調査、協議を行う。

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体を代表する者
- (3) コミュニティを代表する者
- (4) 公共交通事業者を代表する者
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が適当と認める者

3 前項に規定するほか、市長は、会議の目的を達成するための専門的な知識又は経験を有する者をオブザーバーとして委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から基本構想の策定された日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課朝倉駅周辺整備推進室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

参考3 知多市バリアフリー基本構想策定協議会委員名簿

区分	職名	氏名(敬称略)
学識経験者	大同大学工学部建築学科 教授	嶋田 喜昭
福祉関係団体を代表する者	知多市身体障害者福祉協議会 副会長	森山 宏樹
	知多市手をつなぐ育成会 会長	村井 英子
	あゆみの会 副会長	石井 延治
	知多市老人クラブ連合会 会長	竹内 司郎
	NPO法人 子育て支援を考える会 TOKOTOKO 理事	野澤 智子
コミュニティを代表する者	八幡コミュニティ 会長	近藤 辰巳(第1回) 平松 鋼一(第2回～)
	つつじが丘コミュニティ 顧問	松久 仁夫
	新知コミュニティ 副会長	片桐 和夫
公共交通事業者を代表する者	名古屋鉄道株式会社 土木部 付部長兼建設課長	清水 和彦
	知多乗合株式会社 常務取締役バス事業本部長	荻本 正久
	名鉄知多タクシー株式会社 代表取締役社長	藤田 重記
市の職員	参与	木和田 亮
	知多市福祉部長	市田 政充
	知多市都市整備部長	安永 明久

オブザーバー

職名	氏名(敬称略)
愛知県知多警察署交通課長	西岡 基
愛知県知多建設事務所建築課長	加藤 智信

参考4 バリアフリー基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 知多市バリアフリー基本構想(以下「基本構想」という。)を策定するため、バリアフリー基本構想検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本構想の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本構想に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者(以下「委員」という。)で組織する。

(委員長、副委員長及び幹事の職務)

第4条 委員会に、委員長、副委員長及び幹事を置く。

- 2 委員長は、参与をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、都市整備部長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事は、朝倉駅周辺整備推進室長をもって充てる。
- 7 幹事は、委員長及び副委員長を補佐する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課朝倉駅周辺整備推進室において処理する。

(作業部会)

第7条 委員長が必要と認める場合は、委員会に作業部会を設置することができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

別表(第3条関係)

部 名	職 名
	参 与
総務部	総務課長
福祉部	福祉課長
	長寿課長
子ども未来部	子ども若者支援課長
都市整備部	都市整備部長
	都市計画課長
	朝倉駅周辺整備推進室長
	土木課長
教育部	生涯学習課長

参考5 アンケート調査結果

※「2 アンケート調査」(P25)に掲載していない設問等のアンケート調査結果

(1) 主に利用する最寄りの鉄道駅までの交通手段について

【主に利用する最寄りの鉄道駅までの交通手段】

・「徒歩」が50.9%と最も多く、「自動車(家族などが運転)」や「自動車(自分で運転)」も多くなっています。

主に利用する最寄りの鉄道駅を一つ回答 890人

選択肢	件数	0%	20%	40%	60%
1. 徒歩	453	50.9%			
2. 徒歩(+ベビーカー)	69	7.8%			
3. 車いす(電動車いす含む)	14	1.6%			
4. 自転車	99	11.1%			
5. バス	175	19.7%			
6. タクシー	103	11.6%			
7. バイク	10	1.1%			
8. 自動車(自分で運転)	234	26.3%			
9. 自動車(家族などが運転)	346	38.9%			
10. その他	2	0.2%			
無回答	6	0.7%			
計	1,511	複数回答あり			

【高齢者】の方の主に利用する最寄りの鉄道駅までの交通手段】

・対象者別に見ると、高齢者の方は「徒歩」が53.9%と最も多く、「自動車(家族などが運転)」や「自動車(自分で運転)」、「バス」も多くなっています。

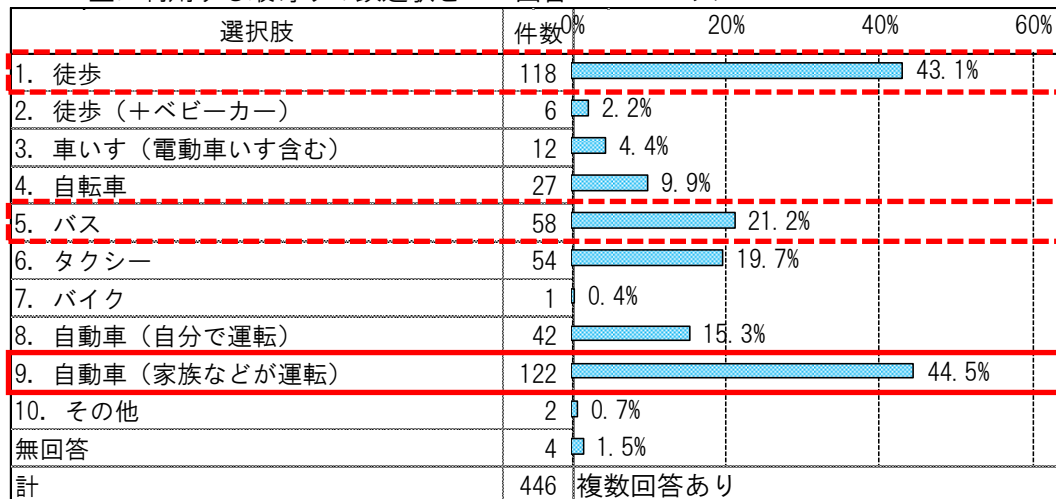
主に利用する最寄りの鉄道駅を一つ回答 375人

選択肢	件数	0%	20%	40%	60%
1. 徒歩	202	53.9%			
2. 徒歩(+ベビーカー)	2	0.5%			
3. 車いす(電動車いす含む)	2	0.5%			
4. 自転車	38	10.1%			
5. バス	89	23.7%			
6. タクシー	36	9.6%			
7. バイク	7	1.9%			
8. 自動車(自分で運転)	112	29.9%			
9. 自動車(家族などが運転)	124	33.1%			
10. その他	0	0.0%			
無回答	0	0.0%			
計	612	複数回答あり			

【障がい者の方の主に利用する最寄りの鉄道駅までの交通手段】

・障がい者の方は「自動車（家族などが運転）」が 44.5%と最も多く、「徒歩」や「バス」も多くなっています。

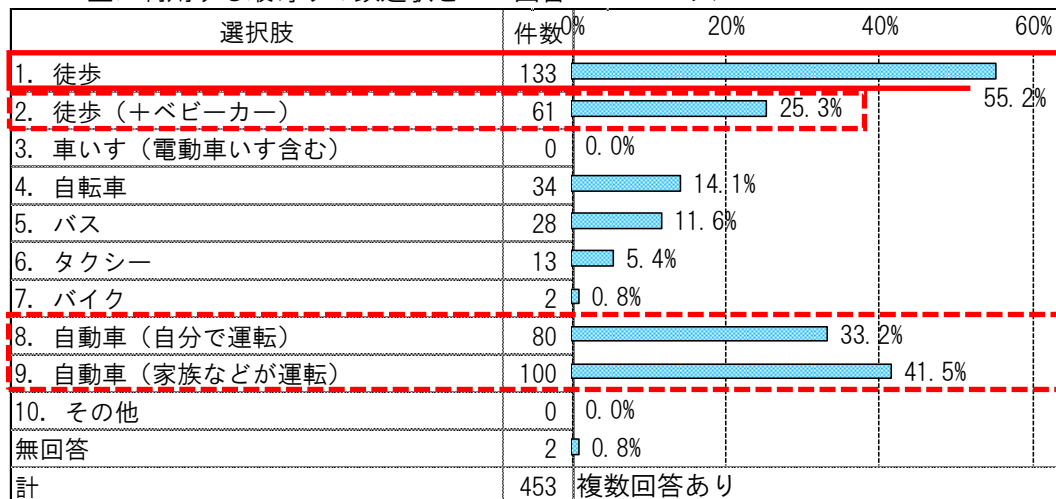
主に利用する最寄りの鉄道駅を一つ回答 274人



【子ども連れ及び妊婦の方の主に利用する最寄りの鉄道駅までの交通手段】

・子ども連れ及び妊婦の方は「徒歩」が55.2%と最も多く、「自動車（家族などが運転）」や「自動車（自分で運転）」、「徒歩（+ベビーカー）」も多くなっています。

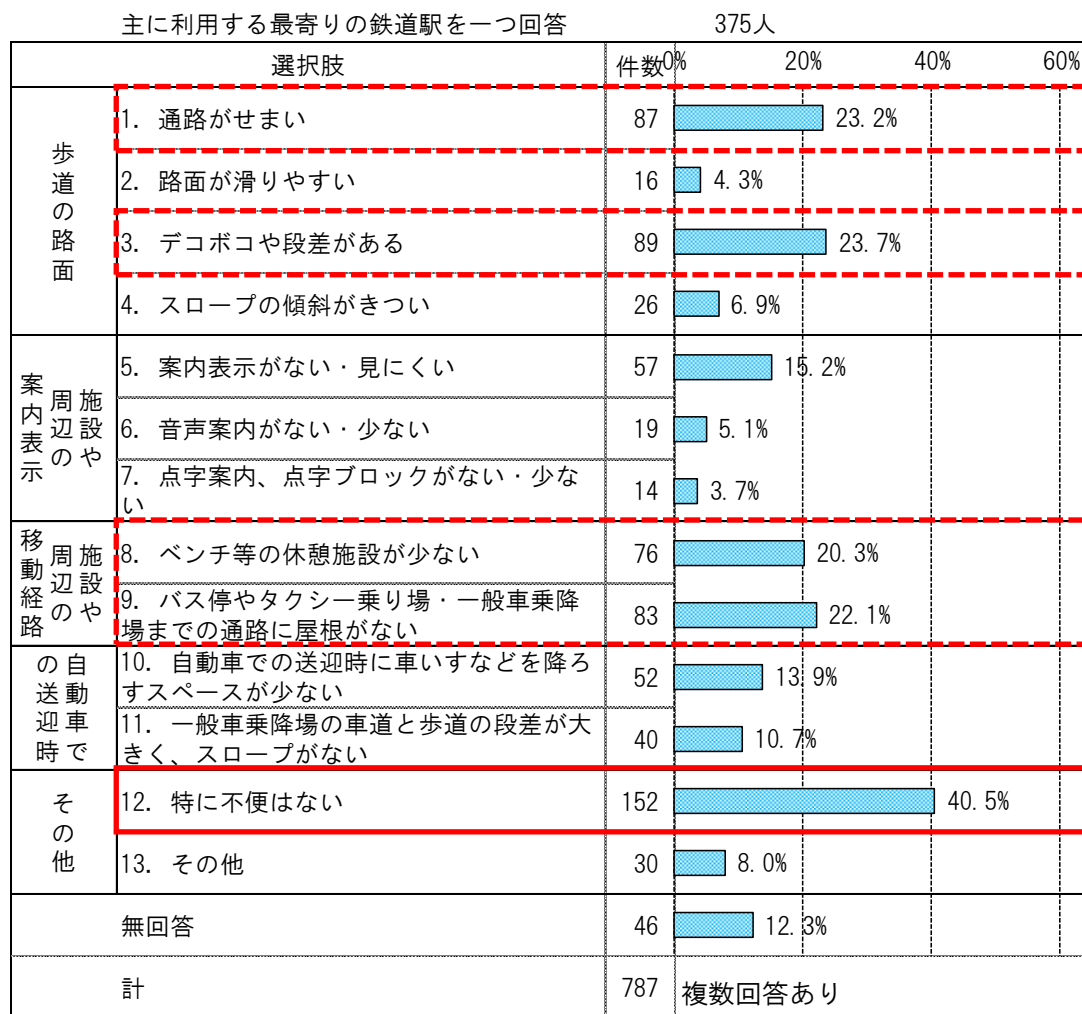
主に利用する最寄りの鉄道駅を一つ回答 241人



(2) 鉄道駅及びその周辺について

【高齢者の方が駅周辺を徒歩や車いすなどで移動する際に不便に思うこと】

・対象者別に見ると、高齢者の方は「特に不便はない」が40.5%と最も多く、「デコボコや段差がある」や「通路がせまい」、「バス停やタクシー乗り場・一般車乗降場までの通路に屋根がない」、「ベンチ等の休憩施設が少ない」も多くなっています。

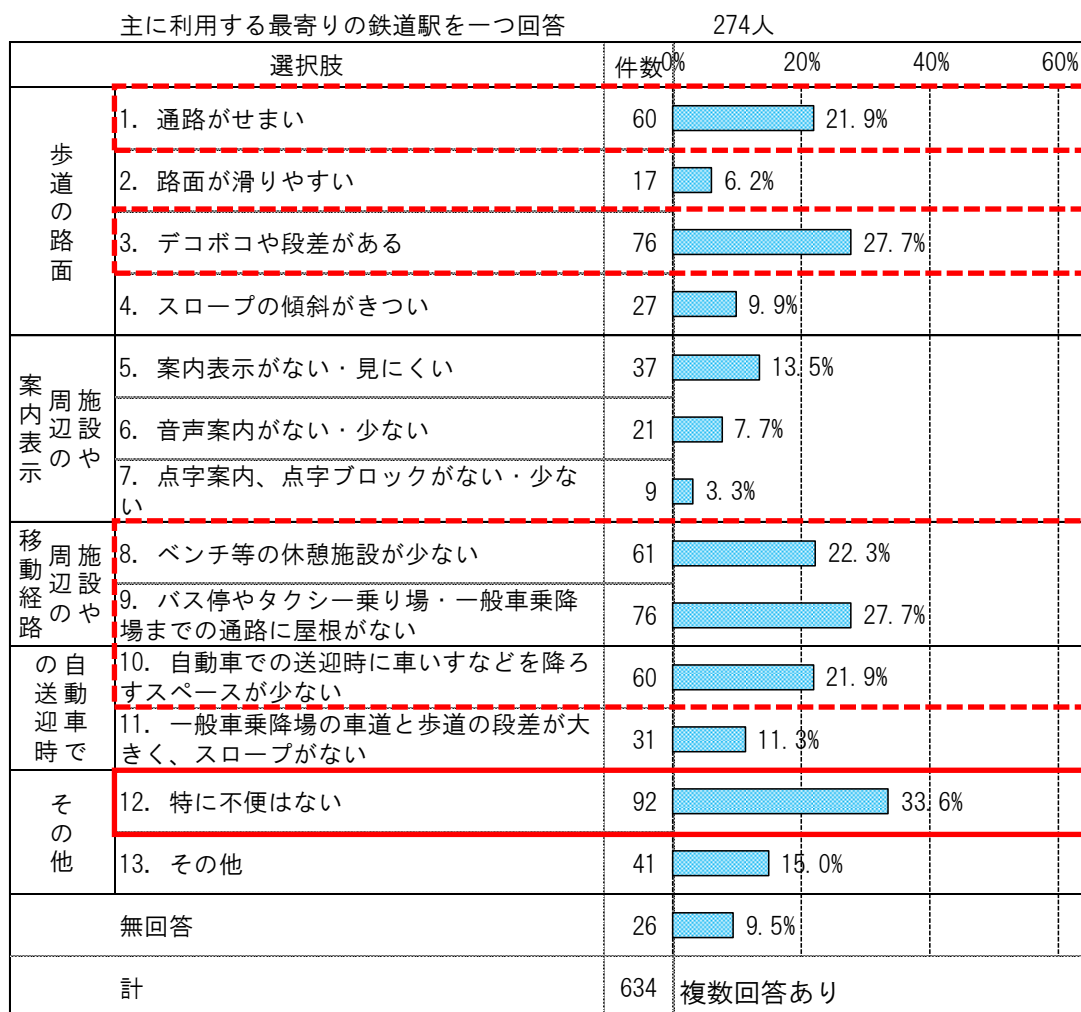


「その他」の主な意見

- ・バスの本数が少ない
- ・送迎時に車を停車する所が少ない、狭い
- ・一般車乗降場が駅舎から遠い
- ・バス停に一般車が停車している など

【障がい者の方が駅周辺を徒歩や車いすなどで移動する際に不便に思うこと】

・障がい者の方は「特に不便はない」が 33.6%と最も多く、「デコボコや段差がある」や「バス停やタクシー乗り場・一般車乗降場までの通路に屋根がない」、「ベンチ等の休憩施設が少ない」や「通路がせまい」、「自動車での送迎時に車いすなどを降ろすスペースが少ない」も多くなっています。

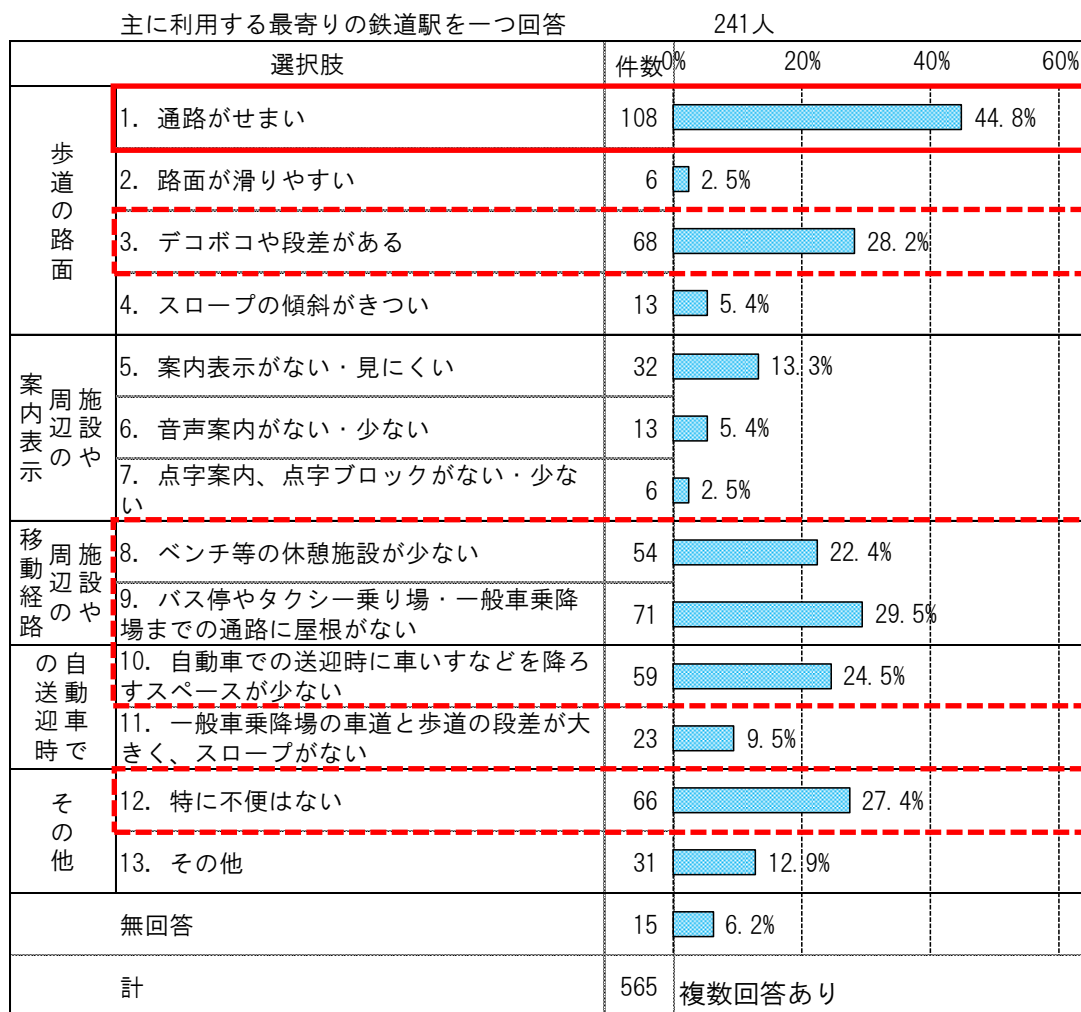


「その他」の主な意見

- ・電話してからタクシーが来るのに時間がかかる
- ・バスの本数が少ない、電車とバスとの接続(ダイヤ)が悪い
- ・バスの乗り降り時の段差が大きい
- ・送迎時に車を停車する所が少ない、狭い など

【子ども連れ及び妊婦の方が駅周辺を徒歩や車いすなどで移動する際に不便に思うこと】

・子ども連れ及び妊婦の方は「通路がせまい」が 44.8%と最も多く、「バス停やタクシー乗り場・一般車乗降場までの通路に屋根がない」や「デコボコや段差がある」、「特に不便はない」、「自動車での送迎時に車いすなどを降ろすスペースが少ない」、「ベンチ等の休憩施設が少ない」も多くなっています。

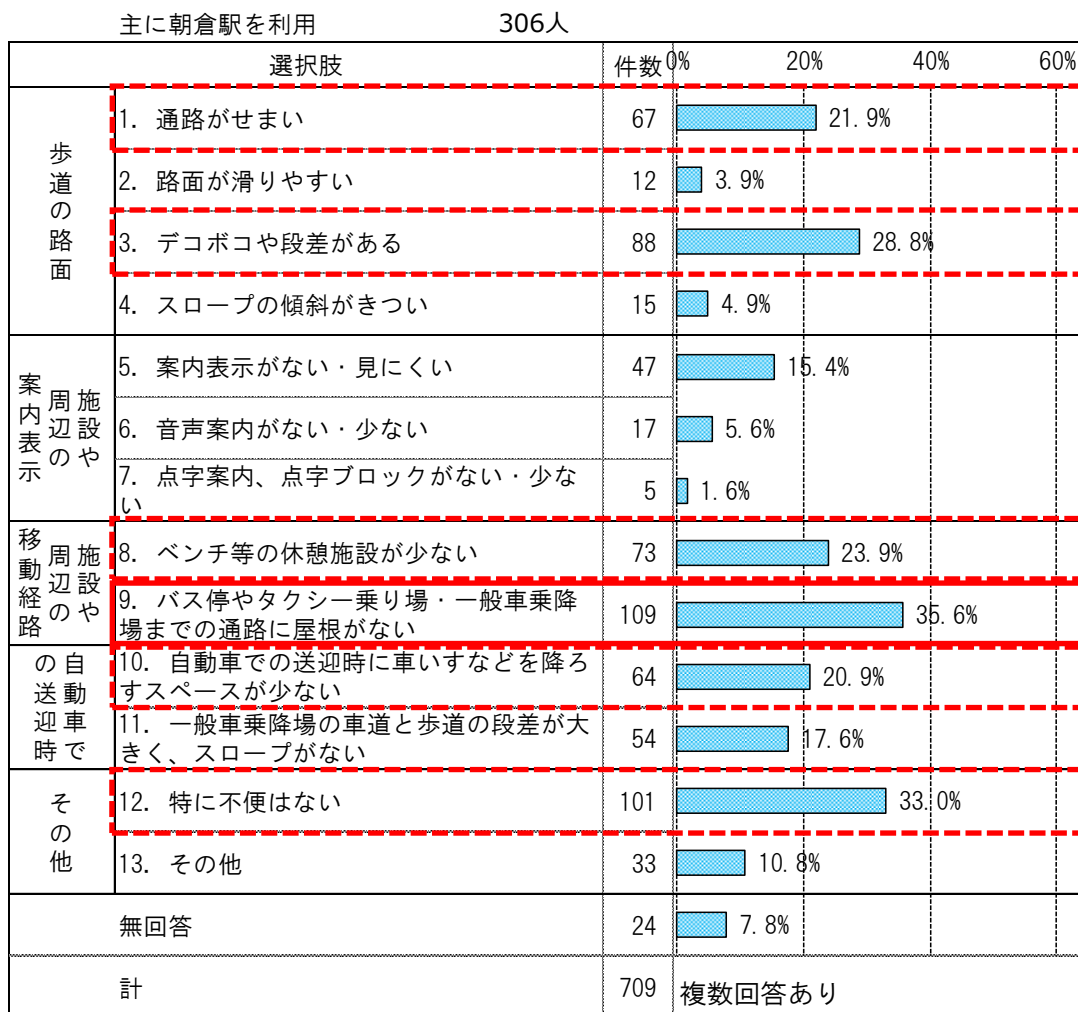


「その他」の主な意見

- ・バスの乗降口や通路がベビーカーには狭い
- ・バス時刻表を駅舎内にもほしい
- ・送迎時に車を停車する所が少ない、狭い
- ・駅周辺が暗く怖い
- ・一般車とバスとでロータリーを分けてほしい
- ・信号のない横断歩道で車が止まってくれずなかなか渡れない など

【主に朝倉駅を利用する方が、駅周辺を徒歩や車いすなどで移動する際に不便に思うこと】

・朝倉駅周辺では「バス停やタクシー乗り場・一般車乗降場までの通路に屋根がない」が35.6%と最も多く、「特に不便はない」をはじめ「デコボコや段差がある」、「ベンチ等の休憩施設が少ない」、「通路がせまい」、「自動車での送迎時に車いすなどを降ろすスペースが少ない」も多くなっています。



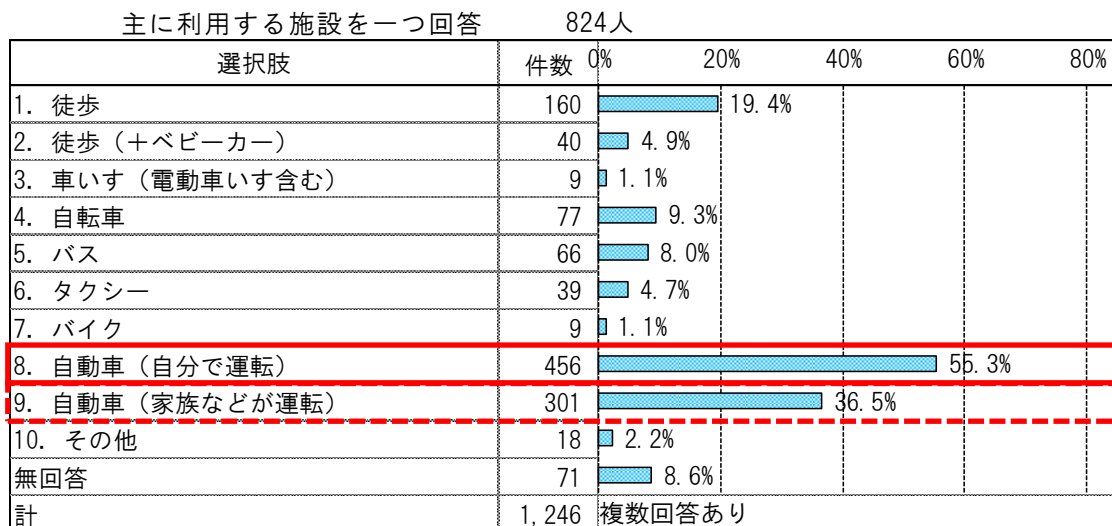
「その他」の主な意見

- ・バスの本数が少ない
- ・送迎時に車を停車する所が少ない
- ・一般車乗降場が駅舎から遠い
- ・バス停に一般車が停車している
- ・駅周辺が暗く怖い
- ・信号のない横断歩道で車が止まってくれずなかなか渡れない など

(3) 最もよく利用する市内の施設までの交通手段について

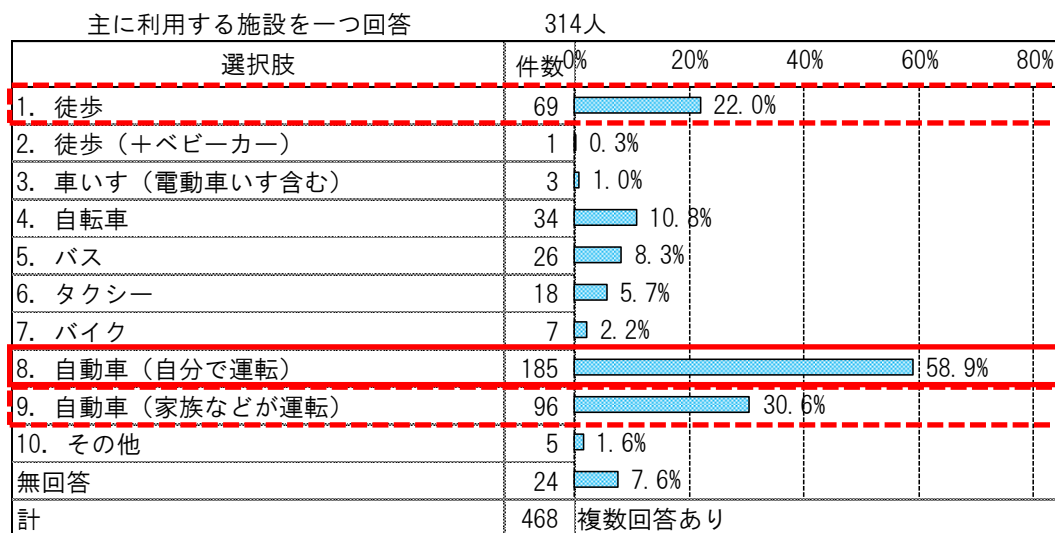
【最もよく利用する市内の施設までの交通手段】

・「自動車（自分で運転）」が 55.3%と最も多く、「自動車（家族などが運転）」も多くなっています。



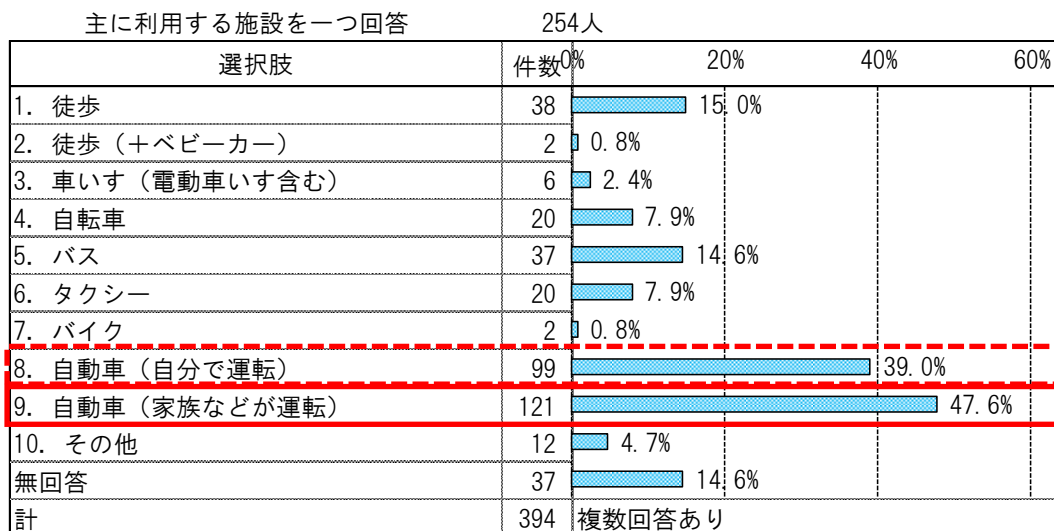
【高齢者の方の最もよく利用する市内の施設までの交通手段】

・対象者別に見ると、高齢者の方は「自動車（自分で運転）」が 58.9%と最も多く、「自動車（家族などが運転）」や「徒歩」も多くなっています。



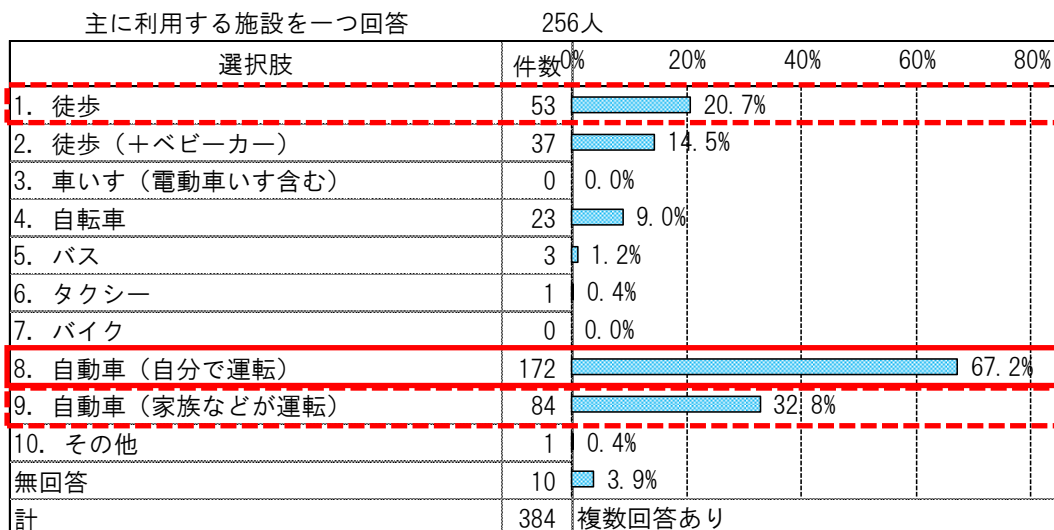
【障がい者の方の最もよく利用する市内の施設までの交通手段】

・障がい者の方は「自動車（家族などが運転）」が 47.6%と最も多く、「自動車（自分で運転）」も多くなっています。



【子ども連れ及び妊婦の方の最もよく利用する市内の施設までの交通手段】

・子ども連れ及び妊婦の方は「自動車（自分で運転）」が 67.2%と最も多く、「自動車（家族などが運転）」や「徒歩」も多くなっています。



(4) 最もよく利用する施設及びその周辺について

【高齢者の方が施設及びその周辺を徒歩や車いすなどで移動する際に不便に思うこと】

・対象者別に見ると、高齢者の方は「特に不便はない」が 49.0%と最も多く、次いで「案内表示がない・見にくい」、「トイレが使いづらい・多目的トイレの数が少ない」が多くなっています。

主に利用する施設を一つ回答 314人

選択肢		件数	0%	20%	40%	60%
移動経路の施設や周辺	1. 施設までや、施設内の通路がせまい	23	7.3%			
	2. エレベーターやエスカレーター、スロープがない	23	7.3%			
施設内や周辺の案内表示	3. 案内表示がない・見にくい	37	11.8%			
	4. 音声案内がない・少ない	14	4.5%			
	5. 点字案内、点字ブロックがない・連続していない	7	2.2%			
施設整備	6. ベンチ等の休憩施設が少ない	34	10.8%			
	7. トイレが使いづらい・多目的トイレの数が少ない	35	11.1%			
	8. 施設の出入り口付近に身体障害者用の駐車場がない	11	3.5%			
その他	9. 特に不便はない	154	49.0%			
	10. その他	26	8.3%			
無回答		73	23.2%			
計		437	複数回答あり			

「トイレが使いづらい・多目的トイレの数が少ない」の主な意見

- ・トイレが動線の近く(上)にない
- ・洋式トイレや温水洗浄便器(ウォシュレット)が少ない
- ・ユニバーサルデザインに沿ったものにしてほしい
- ・トイレが狭い など

「その他」の主な意見

- ・勤労文化会館、体育館、図書館、文化会館などの駐車場が狭い(収容可能台数が少ない)
- ・市役所には奥の出入口に車いすが2台あるが、全ての出入口に各2台程あると助かる
- ・図書館のトイレの洋式が少し狭い
- ・どの施設までも遠く不便なので交通手段の充実をしてほしい など

【障がい者の方が施設及びその周辺を徒歩や車いすなどで移動する際に不便に思うこと】

・障がい者の方は「特に不便はない」が 46.9%と最も多く、次いで「トイレが使いづらい・多目的トイレの数が少ない」、「ベンチ等の休憩施設が少ない」が多くなっており、これらは肢体不自由や内部障がい、知的障がいの方が比較的多くなっています。

主に利用する施設を一つ回答 254人

選択肢		件数	0%	20%	40%	60%
移動経路の周辺施設や	1. 施設までや、施設内の通路がせまい	18	7.1%			
	2. エレベーターやエスカレーター、スロープがない	21	8.3%			
施設内や周辺の案内表示の	3. 案内表示がない・見にくい	22	8.7%			
	4. 音声案内がない・少ない	11	4.3%			
	5. 点字案内、点字ブロックがない・連続していない	6	2.4%			
施設整備	6. ベンチ等の休憩施設が少ない	24	9.4%			
	7. トイレが使いづらい・多目的トイレの数が少ない	37	14.6%			
	8. 施設の入出口付近に身体障害者用の駐車場がない	17	6.7%			
その他	9. 特に不便はない	119	46.9%			
	10. その他	21	8.3%			
無回答		50	19.7%			
計		346	複数回答あり			

障がいの種類別回答者数(件数)内訳

選択肢	全体件数	障がいの種類別の回答者数(件数)内訳									
		肢体不自由	視覚障がい	聴覚平衡機能障がい	音声言語機能障がい	内部障がい	知的障がい	精神障がい	その他障がい	無回答	
移動経路の周辺施設や	1. 施設までや、施設内の通路がせまい	18	5	3	1	0	4	6	2	0	0
	2. エレベーターやエスカレーター、スロープがない	21	9	1	2	0	6	4	2	0	0
施設内や周辺の案内表示の	3. 案内表示がない・見にくい	22	7	2	3	0	8	3	2	0	0
	4. 音声案内がない・少ない	11	3	4	0	0	2	1	1	0	0
	5. 点字案内、点字ブロックがない・連続していない	6	1	3	0	0	0	2	1	0	0
施設整備	6. ベンチ等の休憩施設が少ない	24	8	2	0	1	7	4	5	0	0
	7. トイレが使いづらい・多目的トイレの数が少ない	37	15	2	2	0	10	10	3	0	0
	8. 施設の入出口付近に身体障害者用の駐車場がない	17	11	1	2	0	1	3	0	0	0
その他	9. 特に不便はない	119	45	4	7	3	38	21	11	0	1
	10. その他	21	8	0	0	2	9	4	2	0	0
無回答		50	24	4	4	2	16	3	5	0	0
計		346	136	26	21	8	101	61	34	0	1
主に利用する施設を一つ選択した回答者数		254	106	14	15	8	74	40	26	0	1

- ・「7.トイレが使いづらい・多目的トイレの数が少ない」「10.その他」について、件数の多い「肢体不自由」「内部障がい」「知的障がい」の方などの主な意見は以下のとおりです。

「トイレが使いづらい・多目的トイレの数が少ない」の主な意見

【肢体不自由の方】

- ・洋式トイレや温水洗浄便器（ウォシュレット）が少ない
- ・多目的トイレが1階にしかない、数が少ない
- ・トイレが狭い など

【内部障がいの方】

- ・多目的トイレが1階にしかない、数が少ない
- ・トイレが狭い など

【知的障がいの方】

- ・多目的トイレの数が少ない
- ・トイレが少ない など

【上記障がい以外の方】

- ・トイレが汚い
- ・洋式トイレが少ない など

「その他」の主な意見

【肢体不自由の方】

- ・身体障がい者用駐車スペースが少ない
- ・車イスでは外出が限られる
- ・バス停にベンチがほしい など

【内部障がいの方】

- ・施設のレイアウトが分かりにくい、どこに行けばよいのか分かりにくい
- ・バスが少ない
- ・バスを乗り継がずに病院に行けるようにしてほしい など

【知的障がいの方】

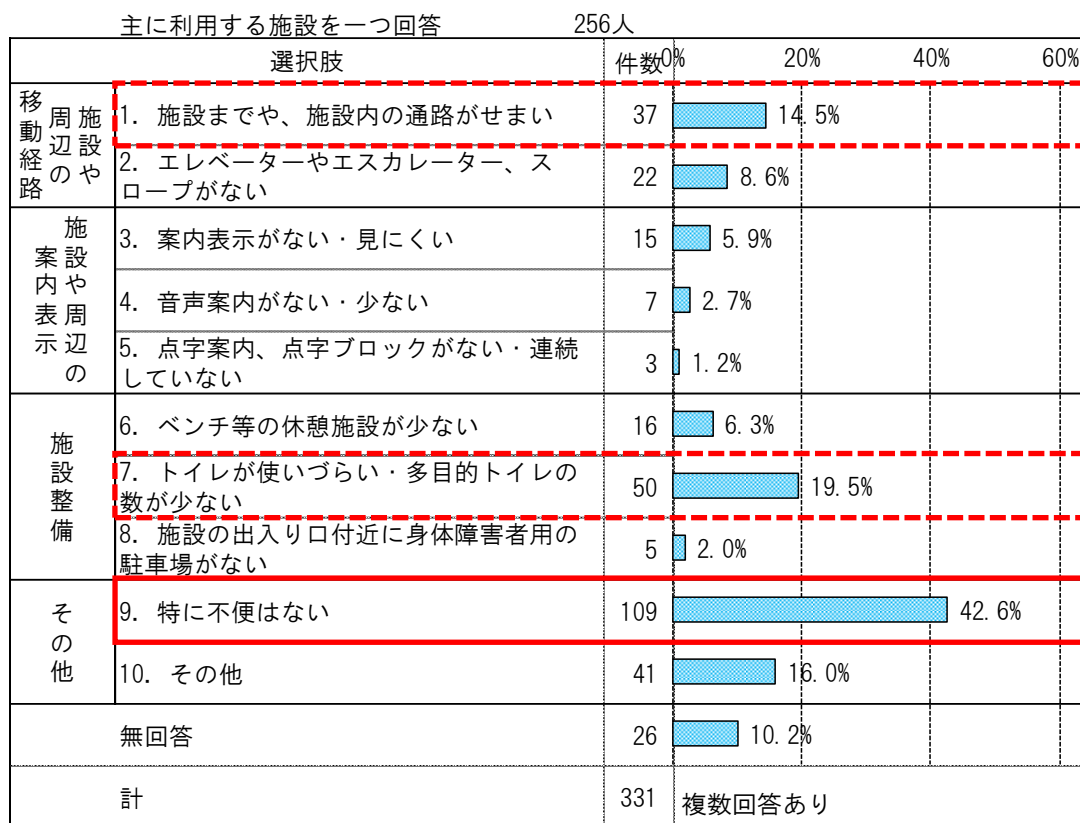
- ・図書館で気軽に読書できるスペースがない
- ・あまり外出しないので、よく分からない

【上記障がい以外の方】

- ・中央図書館が市役所の近くにあれば良い
- ・市役所の車いす駐車場のスペースの取り方が配慮されている
- ・図書館にもっとたくさん一人でも休憩できる場所がほしい など

【子ども連れ及び妊婦の方が施設及びその周辺を徒歩や車いすなどで移動する際に不便に思うこと】

・子ども連れ及び妊婦の方は「特に不便はない」が 42.6%と最も多く、次いで「トイレが使いづらい・多目的トイレの数が少ない」、「施設までや、施設内の通路がせまい」が多くなっています。






「トイレが使いづらい・多目的トイレの数が少ない」の主な意見


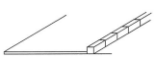

- ・洋式トイレが少ない
- ・多目的トイレ内に子ども用便座がない
- ・子どもと入るにはトイレが狭い、ベビーカーが入らない
- ・子どもを座らせるベンチがほしい
- ・おむつ交換のできるトイレが少ない など

「その他」の主な意見

- ・道路のグレーチングにベビーカーのタイヤがはさまって、危なくなる時がある
- ・公園内などで草が生え過ぎていると、ベビーカーが進みづらい
- ・駐車場において、車と車との間が狭く、ベビーカーなど子どもの乗降がしにくい
- ・駐車場から施設まで屋根を設置してほしい
- ・駐車場が狭い(収容可能台数が少ない)
- ・2階に会議室や集会室を設けている施設が多いが、お年寄りや子ども、人数連れて来る人は、1階に部屋があった方が使いやすい
- ・トイレの案内が少ない
- ・子連れ(乳児)で入れるトイレがほしい など

参考 6 用語の解説

あ行	
移動等円滑化	高齢者や障がい者などの移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。
移動等円滑化基準	高齢者や障がい者などが円滑に移動または利用できるようにするために国が定めたバリアフリー化の基準で、道路や施設、車両などの新設や改良時に義務付けられるバリアフリー化の措置を規定したものの。 公共交通移動等円滑化基準、路外駐車場移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化誘導基準、都市公園移動等円滑化基準、道路移動等円滑化基準がある。
移動等円滑化の促進に関する基本方針	「バリアフリー法」に基づき制定した国の移動等円滑化の促進に関する基本方針(平成18年(平成30年改正))で、移動等円滑化の意義及び目標、施設設置管理者が講ずべき措置、基本構想の指針、移動等円滑化施策に関する基本的事項などを定めている。
か行	
協働	複数の主体が目標を共有し、共に力を合わせて取り組むこと。
グレーチング	金属製の溝蓋のことで、杖やベビーカーの車輪が落ちないようにするために網目が小さくなっているグレーチングは主に歩行者通行部に、網目の大きなグレーチングは車両通行部に設置されることが多い。  網目の小さなグレーチング  網目の大きなグレーチング
心のバリアフリー	高齢者や障がい者などの多様な人々が安心して日常生活や社会生活を送れるように、差別や偏見、無理解等による意識上の障壁(バリア)をなくすこと。 また、高齢者や障がい者などが抱える困難を自らの問題として認識し、相互に理解を深め、必要な配慮や支援を行うこと。
さ行	
サイン	案内表示や標識のこと。サインを適切に配置することにより、現在地を確認することができたり、施設や設備の位置を把握しやすい環境を形成することが可能となる。
視覚障がい者誘導用ブロック	 視覚障がい者が足裏の触覚で認識できるよう、突起を表面につけたもので、視覚障がい者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック(プレート)のこと。 進行方向を示す線状の誘導ブロックと、危険箇所や誘導対象施設等の位置を示す点状の警告ブロックがある。

重点整備地区	知多市バリアフリー基本構想においては、バリアフリー法などを踏まえ、「鉄道駅の周辺や、高齢者や障がい者、子ども連れの方などが利用する生活関連施設（官公庁施設、福祉施設、商業施設など）が集まったエリアで、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていく地区」と定義している。
情報のバリアフリー	音声や案内表示、情報機器などの多様な媒体により、高齢者や障がい者、外国の方など、誰でも支障なく情報通信の利便を享受できるようにし、情報の格差をなくすこと。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある方に対し、各種の養護や制度上の便宜を受けるために発行される手帳で、障がいの度合いに応じ1級から6級の等級がある。
スパイラルアップ	継続的な改善など PDCA サイクルを繰り返し、継続的に発展させること。
スロープ	 車いすやベビーカーなどが、通路や廊下などの床の高低差を通り易いように、緩やかな勾配で整備した傾斜路のこと。
生活関連経路	知多市バリアフリー基本構想においては、バリアフリー法等を踏まえ、「生活関連施設を結び、主に徒歩で移動が行われる主要な経路のうち、重点的にバリアフリー化を図る道路」と定義している。
生活関連施設	知多市バリアフリー基本構想においては、バリアフリー法等を踏まえ、「鉄道駅などの旅客施設やその周辺（駅から概ね半径1km圏内）に立地する、官公庁施設、福祉施設、病院、文化・社会施設、商業施設、公園などで、多くの高齢者や障がい者、子ども連れの方などが徒歩又は車いすにより利用すると考えられる施設」と定義している。
精神障害者保健福祉手帳	何らかの精神疾患（てんかん、発達障がいなどを含む。）により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が各種の養護や制度上の便宜を受けるために発行される手帳で、障がいの度合いに応じ1級から3級の等級がある。
セミフラット(歩道)	 歩道面が車道面より高く(5cmが標準)、縁石天端の高さが歩道面より高くなっている歩道構造のこと。
その他事業	生活関連施設や生活関連経路など、重点整備地区におけるバリアフリー化事業のうち、特定事業に該当しないもの。
ソフト(対策)	啓発広報活動など、非物理的な対策、取組のこと。
た行	
多目的トイレ	 車いす対応設備やオストメイト(人口肛門や人口膀胱の保持者)対応設備、乳幼児対応設備など、様々なニーズに対応できるように複数の機能が整備されたトイレのこと。

地域生活拠点	「知多市都市計画マスタープラン」において位置付けられている拠点で、市街地が分散する本市の都市構造を踏まえ、各市街地において概ね徒歩や自転車の利用圏内で買い物ができ、行政サービスが受けられるなど、生活に必要な都市機能の集積を高める拠点
特定事業	バリアフリー法第2条で定める移動等円滑化に係る6つの事業(公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業)のことで、基本構想において特定事業に位置付けられた施設や経路の管理者など、事業を実施する者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられる。
都市拠点	「知多市都市計画マスタープラン」において位置付けられている都市の中心的な拠点で、朝倉駅周辺の官公庁施設エリア、知多運動公園周辺などを包含し、公共交通の利用者や市民の暮らしを支えるための行政機能、文化・スポーツ機能、医療機能、商業・業務機能及び交通結節機能等の集積を図る拠点
な行	
ノーマライゼーション	高齢者や障がい者などハンディキャップを持つ人は、そうでない人と同等の基本的な人権を有する社会の構成員であり、普通に生活し、活動することはもとより、そのあるがままの姿で地域社会に包含され、他の人と同等の権利を享受することができるという考え方のこと。
は行	
ハード(対策)	歩道の整備や段差の解消など、物理的な対策、取組のこと。
パブリックコメント	行政機関などが政策立案に当たり、広く住民に計画案を公表し、それに対して出された意見、情報、改善案(=コメント)を求める手続きのことで、その結果を考慮し、必要に応じて反映することで最終的な計画を策定することになる。
バリアフリー	高齢者や障がい者などにとって障壁(バリア)となるものを取り除く(フリー)こと。物理的障壁の除去だけではなく、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
バリアフリー基本構想	基本方針に基づき、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関し市町村が策定する基本的な構想のこと。
バリアフリー法	正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」であり、平成18年に、一体的・連続的なバリアフリー化を促進するために、建築物のバリアフリーに関するハートビル法と道路や公共交通に関する交通バリアフリー法とを一体化し、さらに拡充された法制度(平成30年一部改正)。

PDCAサイクル	Plan (計画)、Do (実施)、Check (評価)、Action (改善) の 4 段階を繰り返す (サイクルさせる) ことにより、継続的に改善すること。
副次的都市拠点	「知多市都市計画マスタープラン」において位置付けられている拠点で、新舞子駅周辺、巽ヶ丘駅周辺、岡田地区中央において都市拠点を補完し、商業、観光、文化、医療・福祉機能など、都市の中心的な機能を誘導する拠点。
や行	
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
要支援・要介護認定者	介護を必要とする状態や日常生活に支援が必要であると市が認定した者のこと。介護の必要の度合い (要介護度) に応じ、7 段階に区分されており、介護保険で利用できる介護サービスの種類や内容・時間が、要介護度に応じて決められている。
ら行	
療育手帳	知的障がいのある方が各種の養護や制度上の便宜を受けるために発行される手帳で、障がいの度合いに応じ 3 段階に区分されている。
路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車 (自動二輪車を含む) のための駐車場で、駐車場管理者が定める管理規程に基づく営業時間内において、一般不特定多数の者が自由にこれを使用できる状態にある駐車場のこと (月極駐車場や従業員専用駐車場のよう特定の者以外の利用が禁じられている駐車場は該当しない)。

知多市バリアフリー基本構想(案)

令和2年3月策定

知多市都市整備部都市計画課朝倉駅周辺整備推進室

〒478-8601 知多市緑町1番地

電話 0562-36-2667(直通) FAX 0562-32-1010

URL <http://www.city.chita.lg.jp>

E-mail asakura@city.chita.lg.jp